

CLAIR REPORT No. 417

シンガポールにおける IR（統合型リゾート）導入の背景と規制

Clair Report No.417 (May 11, 2015)

(一財)自治体国際化協会 シンガポール事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

国土の小さなシンガポールは天然資源が乏しく、人口・市場規模が限られており、早くから外需に依存した経済戦略に特化してきた。世界から観光客と優れた人材を集めることに力を入れるシンガポールにとって、観光産業の低迷、そして都市としての相対的な魅力を喪失しつつあることを大きな問題と捉え、日本が検討を始めるより 10 年早い 2004 年に IR 導入の本格的な検討に踏み切った。それまでカジノ導入を一切認めずクリーンなイメージを維持してきたシンガポールでカジノを含む IR（統合型リゾート）を導入するということは国の方針を大きく方向転換する一大事であったが、経済力を増す中国大陸からの観光客の増加、近隣諸国でのカジノの流行、ディズニーランドを開業した香港やカジノに巨大投資するマカオなどライバル都市の台頭に直面して、機を捉えた 2005 年に IR 導入を決断した。早くもその 5 年後の 2010 年には、2 つの IR を開業させ、急速に観光収入及び観光客数を増加させるとともに、これまでギャンブル依存症対策や犯罪の抑制に一定の成果をあげている。

1965 年の建国以来開発を最優先してきたシンガポールの一人当たり GDP は 2007 年に日本を越え、2013 年には、世界第 8 位に達した（日本は第 24 位）。そして今、高齢化が進む同国は、社会保障の充実や人材の高付加価値化が課題となっている。その中で高い国際競争力を維持し続けるため、今後も IR を戦略の一つとして、魅力ある都市国家としての生き残りを賭けていくと思われる。

経済が成熟し、超高齢化社会を迎え、内需の成長に期待できない我が国でも、各地域が経済発展を続ける若いアジアの国々からの観光客誘致に力を入れている。停滞している経済の起爆剤として 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に加え、昨年からは、IR 導入に向けた法案の成立を目指す動きも活発化しているところである。

本稿はシンガポールによる IR 導入の経緯とそのプロセス、カジノが社会にもたらす負の影響に対して同国が行った規制等についてまとめたものである。本稿が日本の IR 導入検討はもとより、シンガポールの政策形成過程に関する考察の一助となれば幸いである。また、都市再生の観点からも参考としていただきたい。

今後の内容改善のためお気づきの点については御指摘賜れば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所長

目次

概要	1
第1章 IR導入の背景	3
第1節 IR（統合型リゾート）とは	3
1 IRの定義	3
2 IRの特徴	3
3 IRの誕生	3
第2節 IR導入の理由	4
1 観光産業の低迷	4
2 魅力ある都市としての再生の必要性	6
3 IRという新たな概念の登場	6
4 IR導入後の目標	7
第3節 IR導入までの経緯	7
1 建国以来のスタンス	7
2 政府によるカジノ容認姿勢への転換	8
3 IR検討決定までの検討過程	9
4 IR導入の決定	10
5 IR導入決定に対する各界の反応	10
第4節 社会に対する負の影響への対処	11
第5節 事業者決定までのプロセス	11
1 入札の実施	11
2 基本要件と評価基準	12
3 事業者誘致の切り札となった優遇策	14
4 入札経過	15
5 事業者の決定	16
6 評価のポイント	16
第6節 開業までのプロセス	18
1 開発契約の締結	18
2 ライセンスの交付	19
3 開業	20
第2章 カジノ管理・規制	22
第1節 カジノ管理・規制の種類	22
1 カジノ運営内部の監視	22
2 マネー・ロンダリング及びテロ組織資金提供への対策	22

3	ゲーム機器の管理と規制	23
4	ライセンス制による管理	23
5	カジノ事業者の契約行為の監視	24
6	税制	24
第2節	賭博に起因する害から社会を守るための枠組み	25
1	カジノ入場禁止・入場回数制限	25
2	広告規制	26
3	ギャンブル依存症に関する啓蒙活動	26
4	ヘルプラインの設置	26
5	カジノ事業者による対策	27
第3節	カジノに関する法律	27
1	民法	27
2	カジノ管理法	27
第4節	カジノに関連する行政組織	28
1	カジノ規制庁	28
2	カジノ調査室	29
3	国家賭博問題対策協議会	29
4	国家依存症管理サービス機構	29
5	内国歳入庁	30
6	トータリゼータ庁	30
第3章	IR 導入後の状況	31
第1節	マリーナベイ・サンズ	31
第2節	リゾート・ワールド・セントーサ	32
第3節	IR 導入の経済効果	33
1	雇用と需要の創出	34
2	観光産業への影響	34
3	IR の売上高と収益状況	35
4	政府の歳入	36
第4節	負の側面	37
1	カジノ入場の状況	37
2	ギャンブル依存症患者	37
3	犯罪件数	39
4	ネット賭博の規制	39
5	まとめ	39
おわりに		40

付録	42
付録 1 カジノ導入の年表	42
付録 2 日本の IR の検討状況	43
付録 3 写真で見る「カジノ規制」	44
付録 4 リゾート・ワールド・セントーサ見所	45
付録 5 マリーナベイ・サンズ見所	49
付録 6 シンガポールの MICE 施策	53
付録 7 マレーシア、ゲンティン・ハイランド	56
参考文献及びウェブサイト	59

概要

世界のカジノ事業者からアジアに熱い視線が向けられている。カジノといえ一昔前までラスベガスやモナコを思い浮かべたものだが、今や中国などからの観光客と世界のカジノ産業からの投資がアジアのカジノに押し寄せている。2008年にはカジノ収入がラスベガスを抜き世界最大となったマカオを筆頭に、韓国、フィリピン、そして2010年に2つのIR（統合型リゾート、Integrated Resort）がオープンしたシンガポールなど、アジア太平洋地域におけるカジノ市場は破竹の勢いで成長している。この背景には、アジアの国々にもともとカジノやギャンブルに寛容であるという文化があったことに加え、この地域の経済成長と富裕層の増加に伴うカジノ客の増加を見込んで新たに建設されるカジノが相次いでいることなどが挙げられる。

カジノ施設は今やカジノ単体ではなく、ホテル、レストラン、ショッピングセンター、娯楽施設、MICE施設¹などを併設した複合型施設であるIRが主流となりつつある。IRは施設全体の大部分がカジノの収益によりまかなわれるビジネスモデルであり、公的資金を伴わない都市基盤整備としても注目を浴びている。

そして今、世界各国のカジノ事業者は日本の動向に注目している。国内市場が十分に成熟していることに加え、巨大な観光需要が見込まれる中国に近いという地理的利点を兼ね備えた日本のカジノ市場としての潜在力は高く評価されている。低成長が続く日本国内でもIRがもたらす経済効果が着目されるようになり、導入に向けた論議が活発となった。IRは地域振興の側面を持ちながらも、カジノ施設がIR全体の収入を賄う不可欠な要素となるため、賭博を禁じている刑法をはじめとする関係法の整備・改正により、危惧されるギャンブル依存症患者やマネー・ロンダリングの増加など社会にもたらす負の側面への対策に関する議論が必要となる。

1965年の建国以来カジノが禁止されているシンガポールでは、カジノ導入案が何度か浮上するも失敗に終わっていた。しかし、土地と資源に限られたシンガポールにとってGDPの約6%（1993年）を占める観光収入の停滞は率先して取り組むべき課題となっており、経済再生の観点から何らかの抜本的な対策を講じる必要があった。建国以来クリーンなイメージを掲げるシンガポールでのカジノ導入に対する国民の反発は必至であり、政府は国民を説得すべく周到にストーリーを用意した。

2004年8月に就任直後のリー・シェンロン首相によってIR導入の検討が発表されると、IRがもたらす経済的な効果と社会に及ぼす負の影響の双方から、国民を巻き込んだ議論に発展する。政府は世界中のカジノ事業者から事業案を募集し、国民に導入後のイメージを持たせ理解を求めた。

2005年4月、観光産業の低迷から経済成長への影響が危惧されること、魅力ある国際都市としての再生をはかる必要があること、そして、単なるカジノではない「IR」

¹ MICEとはMeeting（会議・研修・セミナー）、Incentive Tour（報奨・招待旅行）、ConventionまたはConference（大会・学会・国際会議）、ExhibitionまたはEvent（展示会、イベント）の頭文字をとったもので、ビジネストラベルの産業の総称。

という概念が登場したことを理由に政府は IR 導入を決定する。IR はマリーナベイ地区とセントーサ地区の 2 ヲ所に限定され、カジノが IR 全体に占める敷地割合は 5 % 以下と規定、シンガポール国民に入場制限を課し、ギャンブル依存症対策を整備した。2 つの IR は 2010 年に開業し、それから 5 年を経た現在にいたるまで、政府の強い規制の下にありながら観光客数及び観光収入の増加をもたらすなど一定の成功を収めている。

本稿ではシンガポールによる IR 導入の背景、政策決定までのプロセス、関係法令・機関、規制の手法、導入後の効果等について調査・研究を行った。調査・研究の方法としては、政府発表資料や現地の報道を主体とした文献調査、関係機関の訪問調査等を基本とした。

第1章 IR導入の背景

第1節 IR（統合型リゾート）とは

1 IRの定義

IR（統合型リゾート）とは、Integrated Resort の略であり、カジノ施設を中心として

- ・レジャー（例：ホテル、レストラン、ショッピングセンター）
- ・エンターテインメント（例：コンサート会場、美術館・博物館、シアター）
- ・ビジネス（例：会議場、展示場等 MICE 施設）

等、さまざまな商業機能を持つ施設を複合的に開発した観光施設の総称である。日本では超党派の国際観光産業振興推進議員連盟（略称 IR 議連）が提出した法案において「特定複合観光施設とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営するもの」と規定されている。シンガポールではカジノを管理・規制する法律である「カジノ管理法(Casino Control Act)」において IR を「カジノを含むホテル、ショッピングセンター、レストラン、娯楽施設、その他の施設から構成される開発」と規定されている。このように IR とは「カジノ施設を中心として、ホテル、レストラン、ショッピングセンターや娯楽施設、会議場施設や展示施設等が一体となった施設」と定義されることが一般的である。

2 IRの特徴

IR は大規模な開発であるものが世界的に注目を集めているため巨大な施設を開発する必要があると思われるが、前項の定義に従えば開発規模の大小に関わらない。単なる賭博施設ではなく、観光施設機能が備わった複合施設であれば IR ということができる。

IR 施設全体のうちカジノ施設が占める面積はわずかに過ぎず、大部分はホテルやレストラン、ショッピングセンター、MICE 施設、劇場などにより構成される。しかし、収益の多くがカジノによって生みだされるため、カジノ以外の施設は収益を気にすることなく最高のサービスを提供し、集客に専念することができる。

IR は制度を整備することによって、公的財源を必要とせずに観光振興につなげることができるため、近年、観光産業において注目を浴びるようになった。

3 IRの誕生

IR の原型が生まれたのはラスベガスである。このタイプの特徴的な施設としては1966年にネバダ州の開発業者ジェイ・サルノが建設した「シーザーズ・パレス」が最初であり、これはラスベガスにおける新しいカジノ施設の時代の先駆けとなった。サルノはその2年後、家族連れをターゲットにサーカスを売り物とするカジノ・ホテル「サーカス・サーカス」を開業。それ以降ラスベガスの街は一変し、カジノを併設し

ているものの、カジノ以外のホテルやレストラン、ショッピングセンター、MICE 施設、テーマパークやショーをはじめとするエンターテインメント機能がその中心となり、客層もカジノ客から近郊の家族連れ中心に変化していった。1980 年代に入ると 40 億米ドル以上をかけて造る巨大カジノリゾートも増え、エンターテインメント機能の開発がその中心となった²。

「Integrated Resort」や「IR」という言葉がさかんに用いられるようになったのは 2004 年以降シンガポールにおいて IR を導入する過程で「我々が導入を検討しているのはカジノではなく IR」という PR を積極的に行った結果であり、これをきっかけに世界的に普及した。

第 2 節 IR 導入の理由

1 観光産業の低迷

シンガポールは東京 23 区より一回りほど大きい約 718 平方キロメートルの国土に 540 万人の人口を抱える都市国家である。1965 年にマレーシアから独立し、広大な自然や歴史的建築物などの観光資源が豊富ではないことが課題となっていたシンガポールは、ナイトサファリやマーライオン、ジュロン・バードパークなどの観光資源を政府主導で作成し、また、地理的条件を活かして MICE 振興にも力を入れてきた。

しかし、90 年代後半に入り、国内物価の高騰ともなあってシンガポールの観光産業は徐々に競争力を失い低迷期へと突入する。来訪者は横ばいで観光収入が伸び悩む状況が 2000 年以降も続いた。経済は順調で GDP は拡大していたものの観光産業による貢献は縮小の一途であった。

他方、2000 年頃からアジア諸国の観光産業が台頭し、特に香港が 1998 年の中国返還ショックから回復、香港ディズニーランドが開設準備に入るなど、目覚ましい回復を遂げていた。LCC（格安航空会社）が台頭し海外旅行が身近なものとなって観光客数が爆発的に増加するなど旅の様相が変わってきたのもこの時期だった。2003 年の SARS（重症急性呼吸器症候群）の発生もシンガポールの観光産業に大打撃を与えた。

2005 年 4 月、リー・シェンロン首相は IR 導入決断を発表する演説において、導入の第一の理由として「観光産業の低迷」を挙げている。IR 導入の議論が始まるまでの過去 10 年間（1993～2002 年）においてシンガポールを訪問する観光客数は 650 万～750 万人で停滞、観光収入は 113 億シンガポール・ドルから 94 億シンガポール・ドルへと 17%落ち込み、観光収入の GDP への貢献は 6.1%から 3%に減少、アジア太平洋地域におけるシンガポールの観光収入のマーケットシェアは 13.1%から 6%に低下した³。さらに観光客の平均滞在日数は 4 日から 3 日に減少、香港では 4 日、ロンドンでは 5 日、ニューヨークでは 1 週間であり、増加する中国人やインド人海外旅行者を呼び込めないシンガポールを焦らせるものだった。観光産業の低迷は、シンガポールが力を入れる MICE 産業の発展やハブ空港としての機能にも影響が及ぶため、政府は強

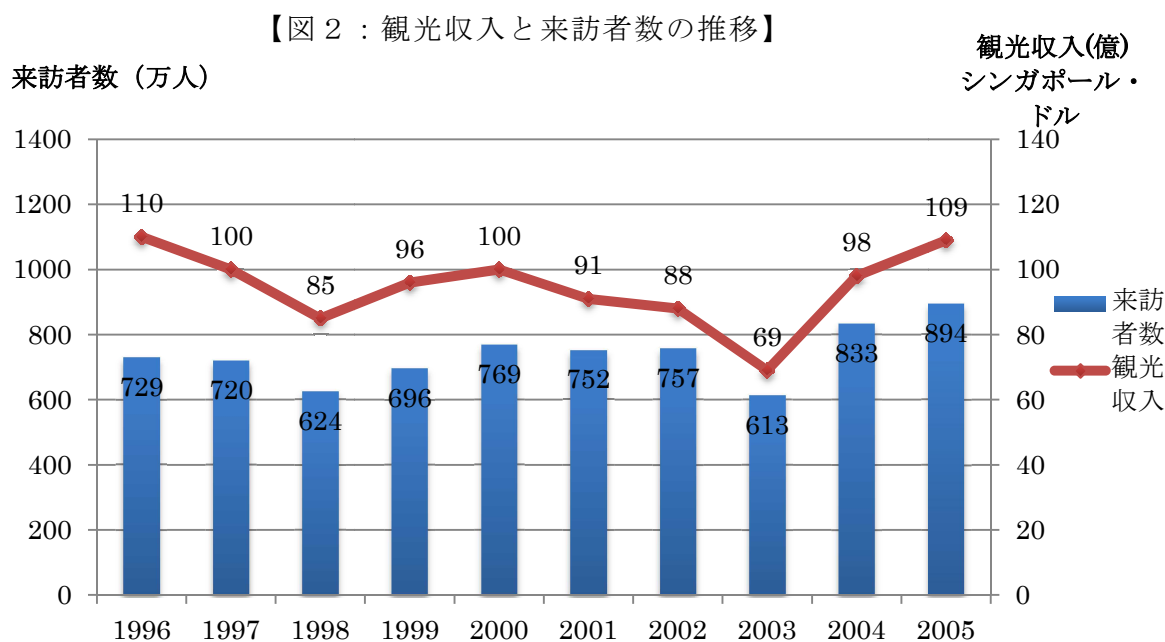
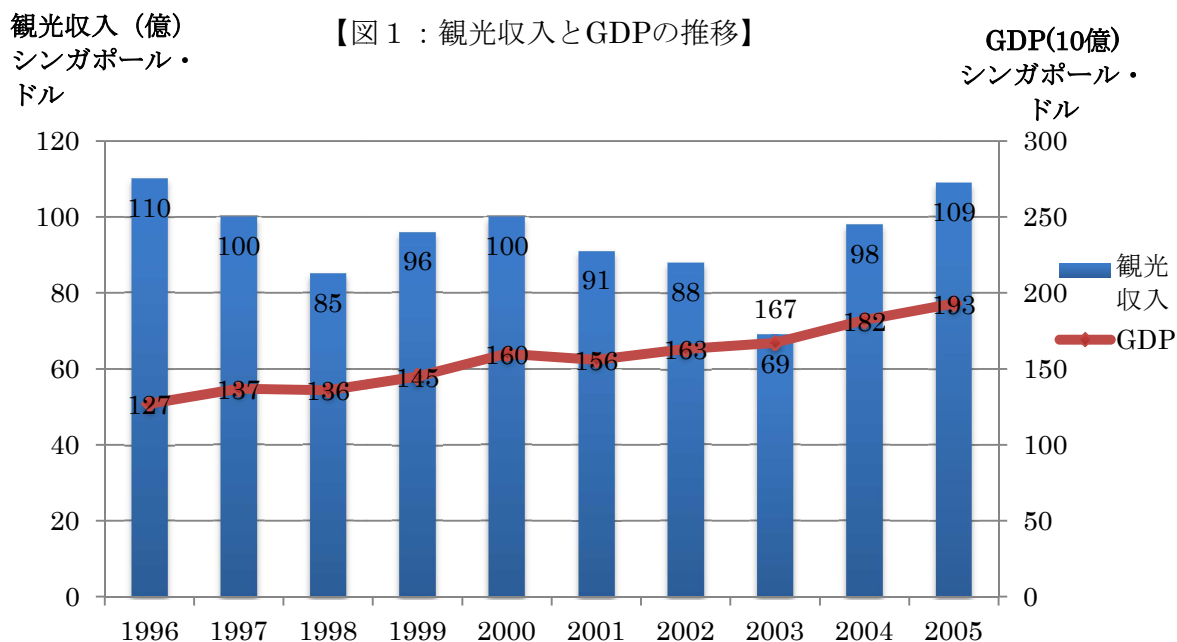
² Andrew MacDonald, Sean Monaghan, William R. Eadington 「Integrated Resorts」による。

³ IR 導入決定時のリム通商産業大臣の演説から引用。当時積算の数値であるため、現行の数値と若干異なる。

い危機感を感じていた。

その頃、近隣諸国ではカジノ産業が脚光を浴び、マカオへの巨大投資、タイでのカジノ法案の検討、クルーズ船内でのカジノの流行などがシンガポール国会でも話題にのぼった。シンガポールに近いインドネシア・バタム島のカジノやクアラルンプール近郊にあるマレーシア唯一のカジノであるゲンティン・ハイランド⁴にシンガポール国民が押し寄せるなど、カジノはシンガポールでもなじみのあるものになっていた。

海外から観光客、とりわけ富裕層を呼び込みたい。もしカジノを導入して観光客数を2倍にすることができるなら、政策を方向転換してもよいのではないかと政府は考えるようになっていた。



⁴ カジノと複数のホテルやレストラン、遊園地等を併設した高原リゾート

※2003年はSARSの影響により観光収入、来訪者数とも落ち込んでいる。

出典：図1及び図2ともシンガポール政府観光局2005年年次報告書より作成⁵

2 魅力ある都市としての再生の必要性

さらに、都市国家シンガポールにはこの先「魅力ある都市」として生き残れるのかという焦りがあった。リー・シェンロン首相は先の演説の中でIR導入の第二の理由として「魅力ある都市としての再生の必要性」を挙げ、「シンガポールが都市としての魅力を喪失しつつあることへの焦り」について述べている。ニューヨーク、パリ、ロンドンなどの世界を代表する魅力ある都市と比肩する国際的なハブ都市となれるのか、それともアジアの平凡な一都市となり、世界から取り残されるのか。

当時、ニューヨークも清潔で安全な都市に生まれ変わり、新しいワールド・トレード・センターの建設など象徴的な開発により再生を図っていた。隣国マレーシアの首都クアラルンプールさえも、ツインタワー周辺が再開発で整備されつつあった。リー首相はこの演説でパリ、ロンドン、香港などの都市がさらなる再開発に取り組んでいる例もあげた。シンガポールも再生し、世界中の才能ある人々を魅了し、住む人にとっても働く人にとっても活気に満ちていて刺激的であり、楽しく魅力的なグローバル都市として再生する必要がある。リー首相はその手段の一つがIRの導入であるとした。

3 IRという新たな概念の登場

2004年にシンガポール通商産業省が提案した内容はこれまで幾度となく却下されてきたカジノ導入案とは異なる「IR導入」を検討するというものであった。リー・シェンロン首相は2004年8月の導入検討表明の際、「我々が検討するのは単なるカジノではなくIRだ」とし、2005年の演説においてIR導入の第三の理由として「カジノではなくIRという概念が登場した」ことを挙げた。「我々が導入するのは犯罪を誘発したりギャンブル依存症をもたらしたりするカジノではなくIRである。IRはカジノ単体とは全く異なり、その大部分はホテル、レストラン、ショッピングセンター、会議施設等で構成され、家族で余暇を楽しめる場所である。」とした。さらに「IR全体に占めるカジノの面積は小さいが、カジノを中心にIRが構成されており、カジノが財政的にIR全体を支え、政府の財政的支援を必要とせず、民間の資金を活用して実現できるもの⁶」とIRの概念を明確にし、そのメリットを強調した。具体例としてゲンティン・ハイランドを挙げ、「つまり、我々が導入しようとしているものは犯罪の温床となりうるカジノではなく、家族で楽しめるものだ」と説明した。それまでカジノ導入に繰り返し断念してきた政府は、今回は何としてでも成功させるために、IRのイ

⁵ GDPは当時の市場価格で計算。観光客数は海外からの来訪者数のうち、陸路によるマレーシアからの往來を除いた数値。

⁶ 首相演説に続いてリム貿易産業大臣は、「カジノのIR全体に占める割合は『3～5%』」と断言し、しかし、「IRの財政基盤をなすのはカジノであるため、IRにとってカジノはなくては成り立たない重要な要素である」と述べている。

メージを前面に押し出すとともに、国民を説得するための理論を用意周到に準備し、目的を達成した⁷。

4 IR 導入後の目標

2005 年 4 月の IR 導入決定時、通商産業省（MTI, Ministry of Trade and Industry 以後「通産省」とする）は「IR 導入はサービス業だけでなく製造業、金融業、交通関係を含め 35,000 に及ぶ雇用をもたらす」と試算した。7 月にはシンガポール政府観光局（STB, Singapore Tourism Board）が IR 導入による 10 年後の 2015 年時点での目標を発表し、観光客数を 2 倍以上、観光収入を 3 倍とした。

【表 1：2015 年までの目標値】

	2004 年	2015 年（目標値）
観光収入	100 億シンガポール・ドル	300 億シンガポール・ドル
来訪者数	800 万人	1700 万人
雇用者数	15 万人	25 万人

出典：シンガポール政府観光局発表資料より作成

第 3 節 IR 導入までの経緯

シンガポールの IR 導入までの主な経緯は以下の通りである⁸。

1985 年	セントーサ島カジノ構想却下
2002 年	経済検討委員会にてカジノ導入案否決
2004 年 3 月	通商産業大臣によるカジノ容認発言
2004 年 8 月 12 日	リー・シェンロン首相就任
2004 年 8 月 22 日	首相による IR 検討表明（独立記念日の国民向け演説にて）
2004 年 12 月～2 月	事業案募集（Request for Concept）
2005 年 4 月 9 日	内閣特別会合にて IR 導入を決定
2005 年 4 月 18 日	IR 導入決定に係る首相演説

1 建国以来のスタンス

シンガポールでは 1965 年の建国以来カジノが禁止されており、国民に高い道德規範が求められる国柄、国民の 1 割強を占めるイスラム教徒の存在⁹、建国の父リー・クアンユーの反対姿勢、そして社会への悪影響への懸念から、カジノ導入案は浮上する

⁷ 以前から、政府は「セントーサやマリーナ地区を民間資金を活用して開発したい」と考えていた。しかし、開発するからにはマカオに負けないような第一級のコンベンションセンターと娯楽の場としたい。開発には莫大な投資を要するため、政府から捻出するのではなく、民間から資金を集めたい。そのためには、魅力あるコンセプトで世界中から投資を募りたいが、それには、カジノのようなもうかるものでなくてはならないと考えた。

⁸ IR 導入検討過程の政府の主要な演説及び発言は通産省の Web サイトの MTI Insights 「Ministerial Speeches and Comments for Integrated Resorts」に掲載されている。

⁹ イスラム教徒は宗教により賭け事は禁止されている。

たびに却下されてきた¹⁰。深刻な景気後退を経験した 1985 年にセントーサ島カジノ構想が浮上したが当時の副首相ゴー・チョクトン（第 2 代首相）により却下された。2002 年には経済検討委員会観光検討部会において部会長が「世界第一級のカジノ施設導入」を提案したが、ギャンブル依存症、マネー・ロンダリング等の社会的影響への懸念から、委員長を務めていたリー副首相（現首相）を含む多数の委員の反対により否決された。

しかし、その後通産省内で今後の経済に対する懸念が拡大し、カジノ案は再浮上することとなる。

2 政府によるカジノ容認姿勢への転換

(1) 通産大臣によるカジノ容認発言

2004 年 3 月 21 日、ジョージ・ヨー通産大臣（当時）が予算委員会において「我々はカジノ導入の検討を始めている。海外からのギャンブラーや富裕層を魅了したい。」と発言したことにより、シンガポール政府によるカジノ容認姿勢が示される。

(2) 容認発言に対する反応

この発言の翌 4 月の国会では少なくとも 5 名の議員がカジノ合法化への反対を表明。反対理由には「シンガポールにはもともと競馬やくじといったギャンブルはあるが、カジノはいつでも行えるという点で全く異なるもの。多くの人に金銭や家族間のトラブルを引き起こしかねない」というものから、「政府は中流階級以下のシンガポール国民のカジノ利用を禁止すると言っているが、それは国民の不満を引き起こしかねない」というものまで、様々であった。イスラム教の学者協会からも「(カジノの合法化は)中毒、社会、モラルの崩壊を招きかねない。ムスリムの社会だけではなく、国全体への影響を懸念している」などと反対の声が上がった¹¹。

その後シンガポール政府は国民からの賛同を得るため、国民との対話集会や公開討論会を重ねる。2004 年 6 月、シンガポール政府はカジノ導入の是非について国民から意見を募集した。人民行動党が圧倒的多数を占めるシンガポール政府が政策変更の際に利害関係企業・団体に意見照会を行うことはあったが、一般の国民から意見を募ることは異例の対応であった¹²。さらにラスベガスやマカオにカジノ運営に関する調査研究のため政府職員を派遣し、カジノ解禁を見据えた準備を始めた。

この議論が始まった当初は「カジノ導入」という言葉が用いられていたが、水面下では通産省を中心に「我々が導入するのは、単なるカジノではなく IR である」という理論の構築が始まっていた。

¹⁰ シンガポールでは以前から、賭博行為に関しては、競馬、宝くじ、スポーツくじについては認められてきた。

¹¹ 2004 年 6 月 14 日 The Straits Times 「Pergas opposes casino idea」より

¹² 2004 年 6 月 18 日 Associated Press 「Singaporeans invited to air views on casino plan as debate heats up」より

3 IR 導入決定までの検討過程

(1) リー・シェンロン首相就任と IR 検討の表明

2004年8月12日、初代首相リー・クアンユーの長男であるリー・シェンロンが第3代首相に就任。就任直後の8月22日、独立記念日の国民向け演説「ナショナルデー・ラリー」において「単なるカジノではない IR」を検討する立場を表明する。当時イスラム教、キリスト教などの宗教団体や野党からの反対は根強く、リー首相はこれを和らげることを念頭に、IR 導入にあたってはカジノ事業者に対して十分な規制を行う必要があるとの考えを述べた。また、カジノ事業者に事業案概要を募る意向を明らかにした。

(2) 検討表明に対する国民の反応

リー・シェンロン首相が IR 検討を表明した直後の2004年9月、シンガポールの代表紙「ザ・ストレーツ・タイムズ」(36万部発行)が20歳以上のシンガポール国民または永住権保持者376人を対象にカジノに関する意見調査を実施した結果、カジノ導入について賛成が53%、反対が47%と拮抗していた¹³。賛成派の主な意見はカジノが観光客の増加、収入の増加、雇用の増加をもたらすことに期待するというもので、反対派の意見はギャンブル依存症や犯罪の増加、モラルの低下といった社会的代償を懸念するものであった。中華系は圧倒的賛成、賭博を禁じられているイスラム教徒が大半であるマレー系は圧倒的反対、インド系は45%が賛成であった。賛成者全体の内訳は中華系6割、マレー系2割で、マレー系にも賛成者がいた。

入場を外国人または富裕層のシンガポール国民に限るという入場規制案に対してはシンガポール国民の30%が賛成し、68%が全ての成人シンガポール国民が入場できることとすべきとして反対した。

(3) 検討表明後の各界の反対意見

検討表明後もイスラム教関係団体などの宗教団体や保守団体などから集会や文書などによりカジノ導入への反対意見が政府に提示された。カトリック教会は「教会はギャンブルを禁止するべきであるとはしないが、ギャンブル中毒者を出すという社会的代償を払うことには反対である」との声明があがった。これらの声を静めようと、政府は対話集会等を開催した。

(4) 事業案の募集 (RFC: Request for Concept)

2004年12月29日、シンガポール政府は IR を導入しないという判断もあるとした上で、IR 導入可否の判断材料とするために世界中の事業者から事業案を募集した (RFC: Request for Concept)。2月末の締め切りまでに熱意ある19社のカジノ事業者が事業案を寄せ、与野党の議員が応募者から開発コンセプトや建築デザイン等について聴取した。この事業案募集はその後の事業入札への参加、提出された事業案での事業施工を応募者に対して強制するものではなく、各社からの提案内容詳細については非公開とされた。その概要については以下のとおり発表された。

¹³ 2004年9月25日 The Straits Times 「Survey finds 53% in favour of and 47% against having a casino, with those opposed fearing social costs of gambling」より

【表 2：提案の概要】

マリーナベイ地区	セントーサ地区
<p>20 億～40 億シンガポール・ドルの開発規模で、ホテル、ショッピングモール、大会議場、展示場、美術館、劇場からなる大規模な開発が見込まれる。特に MICE 施設は大規模で、消費額の大きいビジネス客をターゲットにする。ビジネスと金融の中心地に位置するため、都会的でかつ卓越したデザインの象徴的な建築物の開発が期待される。通常同程度の大規模開発は完成まで 15 年を要するが、IR を導入すれば 4 年での開発が見込まれる。</p>	<p>20 億～30 億シンガポール・ドルの開発規模で、高品質でスケールの大きい魅力的なテーマパーク、リゾートホテル、レストラン、ショップ、その他様々なアトラクションの開発が見込まれる。</p>

出典：2005 年 4 月 18 日 IR 導入決断時の首相演説より作成

2005 年 3 月の予算討論総括の首相演説で、リー首相は「IR 導入は住民投票によるのではなく政府が決める事項である」とした上で、事業案募集の結果について言及した。この結果を踏まえ、1～2 カ月以内に IR 導入是非の決断を下すと述べた。

(5) 導き出された結論

世界中の事業者からの事業案募集の結果、シンガポール政府は 2 カ所での IR 導入を決めた。事業者から寄せられた事業案により IR 実現可能性に見通しがついたことに加え、マリーナベイとセントーサの 2 つのエリアに異なったコンセプトの IR を開発することで幅広い観光客を惹き付けることができると踏んだからだった。一方は MICE のビジネス客を中心とする客層が洗練された都会生活を楽しむ場所、他方は家族連れが余暇を楽しむリゾートというもので、このコンセプトであれば単にカジノを設置するのではなく高品質な IR を実現することができるため、多少の社会的代償を伴っても経済面にもたらされる恩恵は大きい。世界中の多くのカジノ事業者から意見を聞いたことは政府の政策決定にとって重要なプロセスだった。

4 IR 導入の決定

2005 年 4 月 9 日、内閣特別会合にて IR を導入すること、さらに IR はマリーナベイとセントーサの 2 カ所とすることが決定された。リー首相は同月 18 日の演説にて「首相として最大限の責任を持つ」として IR を導入することを国民に対して宣言した。先に述べたように、この演説の中で IR 導入に至った理由として①観光産業の低迷、②魅力ある都市としての再生の必要性、③IR という新しい概念の登場を挙げた。

5 IR 導入決定に対する各界の反応

IR 導入は閣内においても意見が分かれていた中での決断であり、導入宣言後も依然

として国民から強い反対の声があった。議会ではムスリム担当のヤコブ担当相が「カジノには反対だが政府の決定を否定するものではない」と述べたが、野党労働者党のロー党首は「国民の意見を無視した一方的な決断で国民の代償ははかりしれない¹⁴」と反発するなど混乱は続いた。

第4節 社会に対する負の影響への対処

IR 導入の検討にあたり社会に対する負の影響が最も懸念された。それを払しょくするため IR 検討表明の段階から、シンガポール国民の入場に規制を課すことが明言されてきた。2005年4月18日のIR導入決定時にはリー・シェンロン首相、バラクリシュナン・コミュニティ開発青年スポーツ大臣（当時）により規制と対応策の具体的項目が国民に向けて説明された。この時に説明された主な対応策は以下のとおりである。

- ① シンガポール国民及び永住権取得者に対するカジノ入場料の賦課
（100シンガポール・ドル/日または2,000シンガポール・ドル/年）
- ② 財政困窮者、社会的支援を受けている者のカジノ入場禁止（自己申請や家族の申請によっても入場を禁止することができる。）
- ③ カジノ内でのシンガポール国民への信用貸し禁止（支払い能力を超えることを防ぐため。）
- ④ 国内のメディアにおけるカジノ広告の禁止
- ⑤ カジノ入場料からの収益は競馬やスポーツくじといった他の賭博同様トータリゼータ庁の歳入とし、用途は慈善目的とする
- ⑥ ギャンブル依存症の問題に対応する国家賭博問題対策協議会（NCPG: National Council on Problem Gambling）をはじめとする相談・治療機関等国家的枠組みの整備

ギャンブルに関する調査や啓蒙教育の実施、地域コミュニティレベルでの相談・サポート体制整備を進めることについても言及した。

シンガポール政府はIR導入によるギャンブル依存症やマネー・ロンダリングといった社会へのマイナス影響の可能性を予測し、これらは規制すれば対処可能であるという考えを国民に示した上で、IR導入が国にもたらす利益を選択した。

同年8月には国家賭博問題対策協議会が組織され、翌2006年のカジノ法案（Casino Control Bill）にはこれらの管理・規制が盛り込まれた。

第5節 事業者決定までのプロセス

1 入札の実施(RFP: Request for Proposal)

入札は2005年11月にマリーナベイ地区、2006年4月にセントーサ地区の2回に

¹⁴ 労働者党ウェブサイトより引用。

分けて実施された。事業案の募集（RFC: Request for Concept）に応募した事業者に参加資格が与えられ、また、マリーナベイで落選した事業者にもセントーサの入札参加資格が与えられた。入札全般の手続きについてはシンガポール政府観光局が担当した。セントーサ入札を例に審査に関わった機関を以下に挙げる。

①入札承認庁(TAA: Tender Approving Authority)

副首相が委員長を務め、国家開発省、通産省、教育省、コミュニティ開発・青少年スポーツ省、交通省、貿易産業省の各大臣からなる。

②入札評価委員会(TEC: Tender Evaluation Committee)

経済開発庁(EDB: Economic Development Board)長官を委員長とし、財政、通商産業、国家開発、法務分野の各事務次官からなる。

③事業専門団(Resource Persons and Consultant)

娯楽施設やビジネスの専門家とともに、アトラクション、エンターテインメント、財務、経営といった分野からの国内外の専門家3名で構成される。

④デザイン評価委員会(DEP: Design Evaluation Panel)

国内外からの建築家で構成。都市再開発庁（URA: Urban Redevelopment Authority）の最高責任者を委員長とし、セントーサ開発公社最高責任者やシンガポール建築研究所長、国家公園庁アドバイザー、都市再開発庁都市計画部長、他民間から2名の計7名で構成される。

デザイン評価委員会は建築デザインの観点から評価を行い、事業専門団は事業の観点から意見を述べた。入札評価委員会がこれらの評価及び意見をもとに総合的な評価を実施した。応募事業者は入札承認庁に対してプレゼンテーションを実施し、続いて入札評価委員会に対してプレゼンテーションを実施する機会が与えられた。入札評価委員会では階層分析法による評価を行い、これをもとに作成された評価報告書によって入札承認庁が決定を下した。

2 基本要件と評価基準

(1) 開発要件

入札にあたっては、政府が任命した国内外の専門家により借地権の価格がマリーナベイが12億シンガポール・ドル、セントーサが6.05億シンガポール・ドルに設定された。シンガポール政府が発表した開発要件は以下の通り。

【表3：IR開発要件】

項目	マリーナベイ	セントーサ
1. 開発の基本要件	アジアを代表する都市であるシンガポールをイメージし、ダウンタウンの中心に位置するにふさわしい近代	大規模で象徴的な開発であり、観光に外せないアトラクションとなること。家族みんなで楽しめ、余暇の思い

	的な建築デザインであること。都市再開発庁が定めるデザイン基準や都市計画ガイドラインを遵守すること。	出となる世界クラスの南国リゾート。シンガポール観光の選択肢を増やし新しい観光資源開発の触媒となるシンガポールの観光戦略の重要な役割を果たすものであること。
2. 用地	用地面積 20.6 ヘクタール、最大総床面積 57 万平方メートル、最小総床面積 27 万平方メートル 60 年間の借地権	用地面積約 49 ヘクタール、最大総床面積 34.3 万平方メートル。60 年間の借地権 ※施設に関しては、開放感ある低層構造とし、海岸と植栽を活用した南国風のものとする。また、セントーサの既存施設と調和させること。
3. 公共スペース	IR 事業者は、マリナーベイに特徴的なアトラクションを設置しなくてはならない。(例：文化センター、美術館、アートギャラリー、現代アート美術館、パフォーマンス劇場、コンサート会場、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館) また、岸辺とイベントプラザのまわりに水辺の遊歩道、マリナーサウス地区に新しくできる水辺の植物園につながる景色の見渡せるデッキ、歩道橋を開発の一環として設置すること。	ビジターセンター、水辺に沿った散歩道、適切な駐車場施設の設置。2006 年末までに完成するセントーサエクスプレスは IR まで直接乗り入れする。主なアトラクションは世界を魅了するテーマパーク、劇場、ショー、楽しみながら学べる施設であること。主要アトラクションには赤道に近い気候であることを考慮して対策を施すこと。屋外アトラクション等には天候から守るための 6 万平方メートルの装置が認められる。ただし商業利用は不可。
4. ライセンス	カジノ運営許可は 30 年、開発権と別にカジノ規制庁へ運営ライセンスを申請しなければならない。セントーサの開発契約後、カジノライセンスが発行される。ライセンス有効期間は 10 年間。発行されるのはこの 2カ所のカジノのみ。	
5. 法的要件	IR 事業者は、監視システムの設置や警備員の配備、マネー・ロンダリング対策を施すといった、法規の要求に従わなくてはならない。	
6. カジノの大きさ制限	<ul style="list-style-type: none"> ・各カジノ施設の大きさは 1.5 万平方メートル以下 ・各ゲーミングマシンは 2,500 台以下 	
7. 社会への影響に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・21 歳未満のカジノ入場禁止 ・シンガポール国民に対する入場料の賦課 (100 シンガポール・ドル/日または 2000 シンガポール・ドル/年) ・自己・第三者排除方式の導入 ・賭博問題、ヘルプサービス (電話相談)、ゲームのルール、賭け金配当率の計算方法の掲示 ・カジノ広告の制限 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民に対する賭博に係る信用貸しの禁止（ただし特別顧客は例外） ・銀行 ATM のカジノ施設内設置の禁止 ・損失限度額の事前申請システムの導入
8. カジノ税	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者は以下のカジノ税を支払わなければならない。 ・15%が一般顧客の月々の総粗収益に課される。 ・5%が特別顧客の月々の総粗収益に課される。 ・政府はこのカジノ税を少なくとも15年間は上げない。 ・現行の物品サービス税が総粗収益に適用される。
9. 株式の重複保有の制限	片方の IR を支配する株主は、他方の IR のカジノ運営の利害関係者となることまたは運営権を持つことを禁じる。支配する株主とは、IR に対して直接・間接的に少なくとも 20%の株式を有する組織を言う。
10. 開発要件	<ul style="list-style-type: none"> ・IR 事業者は、少なくとも提案された総床面積の半分、約束した投資額の半分、提案された開発エリア（土地）の半分以上を完成した段階でライセンスを申請することができる。 ・IR 事業者は、カジノライセンスが発行された3年以内に、約束した開発を100%終わらせなくてはならない。

(2) 各地区の評価基準

各地区の評価基準は以下の通り異なった配点を適用している。評価判断基準はすべて公開され、透明な手続きで業者を選定することに注力した。

【表4：各 IR 評価基準】

基準	マリーナベイ	セントーサ
観光事業としての魅力及び産業への貢献の可能性	40点	45点
建築物デザインコンセプト	30点	25点
開発投資額	20点	20点
開発業者の実績	10点	10点
合計	100点	100点

出典：表3及び表4ともシンガポール政府観光局発表資料より

3 事業者誘致の切り札となった優遇策

シンガポール政府が提示した開発要件は、事業者たちにとって魅力あるものであり、世界から優れたカジノ事業者・開発事業者を誘致し、より魅力ある提案を募る切り札となった¹⁵。

10年間の独占ライセンス付与：

¹⁵ 笠崎七生「都市国家を変貌させるリゾート・ワールド・セントーサ」より引用

開発がスタートする 2007 年から 10 年間に限り、カジノはセントーサとマリーナベイの 2 カ所のみとする。

世界最低水準のカジノ税率：

多くの国・地域の政府がカジノ事業者の収益に対し高い税率を課している中、シンガポールでは最低水準の 15% に設定。

※マカオのカジノ税率は 40%、マレーシアは 28%。

顧客層毎に異なった 2 つの税率：

カジノ税を「一般顧客」は総粗収益の 15%、カジノ内の口座に 10 万シンガポール・ドル以上の預金を持つ「特別顧客」は総粗収益の 5% に設定。特別顧客の税率をさらに低く設定することにより、カジノ事業者にとっては高額賭博顧客や富裕層を誘致しやすい環境となる。

4 入札経過

2 つの IR の入札は世界から注目を集め、競争が激化し、開発費は「マリーナベイだけでも 30 億～40 億米ドルで世界最高額」とも言われるほど高騰した。そのため、事業案募集には 19 社から応募があったものの、入札時には 7 事業者が応札を見送った。

【マリーナベイ地区】

マリーナベイ地区の入札には 12 の事業者が招かれ、4 社が応札した。

2005 年 11 月 15 日	マリーナベイ IR 入札開始
2006 年 3 月 29 日	〆切
4 社が応札	
・ラスベガス・サンズ・コーポレーション	
・ハラーズエンターテイメント・ケッペルランド	
・ゲンティンインターナショナル・スタークルーズ	
・MGM ミラージュ・キャピタランド	
2006 年 5 月 26 日	ラスベガス・サンズ社が落札

【セントーサ地区】

2006 年 4 月 28 日	セントーサ IR 入札開始
2006 年 10 月 10 日	〆切
3 社が応札	
・ゲンティン・インターナショナル・スタークルーズ	
・エイズワンダー	
・ケズナー・インターナショナル・キャピタランド	
2006 年 12 月 8 日	ゲンティン・インターナショナルが落札

5 事業者の決定

入札の結果、マリーナベイ地区はラスベガスでベネチアン・カジノ・リゾートを運営しているラスベガス・サンズ社 (Las Vegas Sands Corporation、以下「サンズ社」) が選定され、マリーナベイ・サンズ (MBS: Marina Bay Sands) が建設されることとなった。また、セントーサ地区は、マレーシアを本拠地とし、東南アジアでリゾート事業や不動産事業、エネルギー事業を展開しているゲンティン・グループのゲンティン・インターナショナル・スタークルーズ (Genting International and Star Cruises 以下「ゲンティン社」)¹⁶が選定され、リゾート・ワールド・セントーサ (RWS: Resort World Sentosa) が建設されることになった。IR 導入の検討表明から約7年後、工事着工からわずか2年ほどの2010年に2大IRは完成した。

6 評価のポイント

選定された2社が評価されたポイントは以下の通り。

【表5：IR評価のポイント】

項目	マリーナベイ地区(サンズ社)	セントーサ地区(ゲンティン社)
1. 観光事業としての魅力及び産業への貢献の可能性	<p>サンズ社の専門性と MICE 産業におけるこれまでの経験を評価。提案内容はマリーナベイ地区が MICE 施設の集積地としての強みが発揮でき、シンガポールの MICE 産業の可能性を高めるものだった。総面積 110,000 平方メートルに及ぶ展示場と会議場は、(シンガポールの中心地にある代表的な MICE 施設である) サンテックの 2.5 倍の大きさ。</p> <p>マリーナベイ・サンズは 2000 席の 2 つの劇場とアート・サイエンス博物館、豪華なショッピング群、マリーナベイに浮かぶ個性的なレストランにおける世界クラスのエンターテイメントといった広範なレジャー産業を提供。スケートリンクや屋内の運河など魅力的な公共スペース、興味をそそらせるアクティビティも備える。</p>	<p>ゲンティン社は、シンガポールの観光地としての魅力を高め、観光地としてのセントーサの位置づけを確かなものとし、シンガポールが家族で楽しめる場所として第一に思い浮かぶような素晴らしい IR 開発の提案をした。ゲンティン社のカジノとリゾート開発のこれまでの経験と専門知識を鑑み、提案内容はリゾートホテル、会議場、ショップ、アトラクションなど多様な施設から構成されるもので、世界クラスの家族が余暇を楽しむ場を提供するものだった。7つの異なるテーマの中に 22 のアトラクションがあり、うちシンガポール独自のものが 16 というアジア最大のユニバーサル・スタジオ、(マダガスカルの旅とドリームワークのデジタルアニメスタジオの最先端のアニメといった主な特徴を持つ。) また、世界最大の水槽を備え、イルカとのふれあ</p>

¹⁶ ゲンティン・インターナショナルは、その関連会社であるスタークルーズと共同で入札に臨んだが、その後セントーサ事業からスタークルーズを切り離している。2009年4月27日、ゲンティン・インターナショナルは名称変更してゲンティン・シンガポール (Genting Singapore) となった。

		<p>いの場合もあるマリーン・ライフ・パークといった、家族で楽しめる施設も備える。その他、ウォーターライドをカスタマイズしたエクアリアスウォーターパーク、海洋体験博物館を含む。</p> <p>また、高級スパリゾート「ESPA」や、クレーンダンス、ショップ、飲食店など様々なエンターテイメントを楽しむことができる。</p> <p>リゾート・ワールド・セントーサはラスベガスで代表的なショーの「オー」や「カー」を提供するシルクドソレイユと同じチームによる「ラヴィ」というショーも提案。建築家マイケルグレイブによる世界初のホテル、ホテル・マイケルを含む 1,830 室 6 ホテルから構成される。</p>
2. 建築物デザインコンセプト	<p>マリーナベイ・サンズのデザインは独特で印象的。魅力的で全体の構成もマッチしている。後方に設置されたホテルからはマリーナベイと街全体が見渡せる。マリーナベイに面した低層の MICE 施設、カジノ、劇場の屋根は波の形を思わせる。建築デザインは他にも傑出した特徴がある。</p>	<p>建物の全体の構成は現在のセントーサにマッチしており非日常を演出するもの。主要アトラクションや施設がわかりやすくうまく配置されている。水辺や景色、木や石といった素材使いが熱帯のリゾート感を醸し出している。主要なアトラクションは屋根付きになっており天候を気にせず楽しめる。夜は異なった建物やエリアを特徴づけるライトアップもある。</p>
3. 経歴	<p>サンズ社が、展示場と会議場を併設するラスベガスのヴェネチアンリゾートなどの開発・運営を手掛け成功を収めて来たことも評価。マカオでのマスタープランの開発に重要な役割を担ってきたことも評価した。</p>	<p>ゲンティン・インターナショナルは、マレーシアやオーストラリアなど海外の様々な場所でリゾート開発を手掛けてきた。共同で入札に参加するスタークルーズはアジアをリードするクルーズラインで世界第3位のクルーズオペレーター。ホテル、リゾート、アトラクション、娯楽、クルーズラインの運営で 40 年の経験を持つ。17 カ国 35 オフィスという。世界に張り巡らせたネットワークを持つ。</p>

4. 期待される経済効果	サンズ社は 38 億 5 千万シンガポール・ドルの投資を開発。土地なども合わせると 50 億シンガポール・ドルを超える投資。ゲンティン社は 38 億 5 千万シンガポール・ドルの投資を開発。土地なども合わせると 52 億シンガポール・ドルの投資。これは単体の IR 投資としては世界最大規模となる。年間 27 億シンガポール・ドルを生み出し、GDP の約 0.8%の押上効果が予測され、2015 年までに 30,000 の雇用が創出されると見込んだ。
--------------	---

出典：シンガポール政府観光局資料より作成

第6節 開業までのプロセス

1 開発契約の締結

落札後、開発にあたってはシンガポール政府観光局と各事業者の間で開発契約 (Development Agreement) が結ばれている。

シンガポール政府は開発契約を公開していないが、マリーナベイ・サンズ分については、サンズ社の年次報告に以下の通り概要が掲載されている。

【表6：マリーナベイ・サンズ開発契約概要】

1. 契約締結	2006 年 8 月 23 日、MBS と STB の間で開発契約を締結、2009 年 12 月 11 日改正。契約はデザイン、開発、建設、運営について規定。これにより、IR 内でのカジノ所有・運営といった「カジノ開発権」が付与されている。IR にはカジノだけでなくホテル、複合商業施設、大小会議場、劇場、レストラン、アート・サイエンス・ミュージアムなどの施設も含まれる。
2. 独占権	MBS はシンガポールでカジノ運営権を得た 2 つの会社のうちの一つであり、入札に基づき、シンガポールにおいて 10 年間、カジノ運営の正当な権利とみなされるライセンスが 2 ヶ所に限り独占的に付与される。
3. 土地とインフラ	開発契約を締結したことにより、MBS は提案された敷地の区画においてシンガポール政府観光局との 60 年間のリース契約を締結し、提案された敷地の内外においてシンガポール交通局が鉄道と道路の必要なインフラ整備を行うことについて合意した。
4. 運営主体	MBS の 100%株主であるサンズ社は、開発契約の締結日から起算して最初の 10 年間は MBS の利益を直接または間接に支配する単一で最大の団体であり続けなくてはならない。
5. 開発権	この開発契約に基づき、カジノ開発権は、開発契約が締結された 2006 年 8 月 23 日から 30 年間にわたり付与される。カジノ開発権の更新にあたっては、遅くとも 2036 年 8 月の有効期限が切れる 5 年前までに STB 及びシンガポールの関係機関に通知しなくてはならない。しかし、シンガポール政府は、国民の最大限の利益に報いる目的であれば、その有効期限前にカジノ開発権を取り消すことができる。その場合には MBS に正当な補償が与えられる。

6. ライセンス料	2010年4月26日、MBSに3年間のカジノライセンスが発行され、3,750万シンガポール・ドルのライセンス料の支払いが請求された。2013年4月19日、MBSは2016年4月25日までの向こう3年のライセンスが発行され、更新手続きにおいて、5,700万シンガポール・ドルの支払いが請求された。ライセンス料は3年間分割で納入し、更新申請に基づきライセンス料の支払いとカジノ規制庁（CRA, Casino Regulatory Authority）が決める更新に係る要求事項を満たせば更新が可能である。
7. その他	開発契約はこの他、このプロジェクトにおける開発運営のためリースしている土地の利用制限、ホテルとショッピングモールを分割するためにMBSが、STBが事前に得た承認や独占期間におけるその他の分割の禁止についても言及している。開発契約はまた、建設完了と開業の期限、敷地内におけるカジノの場所、カジノライセンスの発行、保険の加入、独占期間においてMBSのリースできる制限についても言及している。さらに、開発契約は、開発契約に基づき義務付けられている成績を達成できなかった場合や破産した場合についても言及している。
8. 最低額投資額の実施	開発契約は、MBSに最低でも38.5億シンガポール・ドルをIRに投資しなくてはならないと規定している。投資額は、カジノ・ホテル・飲食店・ショップ・大小会議場・展示場・主要アトラクション・娯楽施設・公共エリア別に設定されている。この最低投資額は、開発契約締結から8年もしくはライセンスが発行された2010年4月から起算して3年のどちらか早いうちまでに行われなくてはならない。（既に実行済み）

※ MBSはマリーナベイ・サンズ、STBはシンガポール政府観光局を指す。

出典：2013年サンズ社年次報告書

2 ライセンスの交付

マリーナベイ・サンズは2010年4月26日、リゾート・ワールド・セントーサは2010年2月6日にライセンスを交付され、3年間有効。それぞれ既に再更新し、次の3年間のライセンスを得ている。更新は申請により、更新料の支払いとカジノ規制庁が求める更新基準を満たしていることを条件に交付される。開発契約とライセンスは別になっているため、シンガポール政府は、開発契約に縛られることなく事業者が基準を満たさない場合はライセンスを交付しないとすることもできる。各カジノ事業者は開発の最中に生じた懸念事項に対して、シンガポール政府の信頼を回復しライセンスが無事取得できるよう実際に次のような対策に迫られた。

(1) マリーナベイ・サンズの事例

マリーナ地区開発中の2008年、ラスベガス・サンズ社の財政問題が明るみになった。世界金融危機の影響もあり株価は一時ピーク時の90%まで下落した。シンガポール政府からのライセンスが下りないことを危惧したラスベガス・サンズ社の最高顧問シェルドン・アンデルソン氏は、2008年11月にシンガポールに社用機で乗り付け、政府高官と会談し、ラスベガスとマカオの事業を中止してマリーナベイ・サンズの建

設に集中することを再確認した。さらにアンデルソン氏は 10 億米ドルもの自己資金を投資し、シンガポール政府の要求に応え、2010 年 4 月マリーナベイ・サンズの開業にこぎつけた¹⁷。

(2) リゾート・ワールド・セントリーサの事例

ゲンティン・インターナショナルは IR 建設中、カジノ規制部（後のカジノ規制庁）からライセンス交付を保証しないとの警告を受けた。これは同社の関係会社であるスタークルーズが、犯罪組織と繋がりがあると見られているマカオのカジノ王スタンレー・ホー氏から投資を受ける提携を交わしたことに、シンガポール政府が難色を示したものの。開発はすでに始まっていたがライセンスはまだ交付されておらず、シンガポール政府は「開発契約締結とライセンス交付は別」との姿勢だった。ゲンティン・グループはスタークルーズをセントリーサの同事業から切り離れたうえ、マカオでのカジノ開発から身を引いた¹⁸。

3 開業

ゲンティン社より半年早く落札を決めたサンズ社だが、建設作業の遅れにより開業はゲンティン社に先を越され、2010 年 2 月にリゾート・ワールド・セントリーサがシンガポール初の IR として、同年 4 月にマリーナベイ・サンズが 2 カ所目の IR として誕生した。

(1) リゾート・ワールド・セントリーサ

2007 年 4 月 16 日着工、総開発費 57 億米ドルをかけて建設し、開業まで約 34 カ月を費やした。建設は日系企業である鹿島建設が 10 億シンガポール・ドルを超える建設契約を受託し、主要な高級ホテル 3 棟（ホテル・マイケル、フェスティブ・ホテル、クロックフォード・タワー）とカジノを建設した¹⁹。中国暦の元日にあたる 2010 年 2 月 14 日に部分営業開始をした。

(2) マリーナベイ・サンズ

マリーナベイ・サンズは 2009 年中の開業を予定していたが、建設作業の遅れにより 2 度の延期を発表し、2010 年 4 月 27 日に部分営業を開始した。建設作業の遅れは複数の下請け業者の破たんやインドネシアからの砂の輸出禁止、大雨などが原因とされている。セメントをはじめとする建材の値上がりなどにより、計画当初 36 億米ドルを予定していた総開発は 55 億米ドルに膨らんだ²⁰。

ホテル部分の建設は韓国の双竜（サンヨン）建設が受託した。著名な建築家であるモシェ・サフディにより設計されたホテルは、52 度の傾斜があるデザインで難工事と

¹⁷ 2008 年 11 月 12 日 Business Times 「Casino boss turns his way」より

¹⁸ 2006 年 10 月 12 日 AsiaX News 「ゲンティンの星カジノリゾートが着工」より

¹⁹ ゲンティン・シンガポール資料より

²⁰ 2009 年 12 月 25 日シンガポール経済新聞「『マリーナベイ・サンズ』、開業を延期」より

され、6億8600万米ドルの工事費をかけて着工から27カ月を費やした²¹。また、日系企業であるJFEエンジニアリングが屋上の空中庭園「スカイパーク」の鋼構造部分、五洋建設がアート・サイエンス・ミュージアムの建設に携わっている。



【建設中のマリーナベイ・サンズ】



【建設中のリゾート・ワールド・セントーサ】

²¹ 2010年6月24日中央日報「双竜建設、シンガポールのランドマーク完工」より

第2章 カジノ管理・規制

ここからは、IRのオープンまでに整備が必要であったカジノ管理・規制の仕組みについて説明する。IR運営をより効果的なものにするためにカジノ運営の独占権を国内で2つのカジノ事業者に与え、また、社会に対する負の影響を抑えるために管理・規制の様々な面についてIR導入までに整備する必要があった。その体制は、カジノ管理法（Casino Control Act）及び関連規則に基づきカジノ運営の管理・監視・規制を所管するカジノ規制庁（CRA: Casino Regulatory Authority）、ギャンブル依存症など賭博に起因する害から社会を守るための規制・対応を所管する国家賭博問題対策協議会（NCPG: National Council on Problem Gambling）からなる。

第1節 カジノ管理・規制の種類

カジノ管理・規制の種類は、①カジノ運営内部の監視、②マネー・ロンダリング対策、③カジノで使用するゲーム機器の管理と規制、④ライセンス制による管理、⑤カジノ事業者の契約行為の監視、⑥税制である。

シンガポールでは、①カジノ事業者、②カジノ事業者の下で従事する「特定従業員²²」、③賭博客仲介業者²³、④ゲーム機器業者にライセンス制が敷かれており、事業者、特定従業員へのライセンスの承認にあたっては、経歴、評判、財政面、反社会的行為等の疑いがないか等が調査・審査される。カジノ事業者、特定従業員、賭博客仲介業者、ゲーム機器業者等が行う主な取引や契約はカジノ規制庁により監視され、違反があった場合はその取引や契約を取り消すことができる権限をカジノ規制庁は有している。カジノ運営に関わる者の多くが、カジノ規制庁の徹底したコントロールの下に置かれる。

1 カジノ運営内部の監視

カジノ事業者、特定従業員、賭博客仲介業者に適切なカジノ運営を行わせるため、主要な会計手続きや取引は全てカジノ規制庁の承認が必要であり、カジノ規制庁の監視下にある。会計や取引の手順は法令により細かく決められており、これに違反したり適切な処理を怠ったりした場合は、カジノ事業者にはカジノ運営の停止、特定従業員や賭博客仲介業者にはライセンスの剥奪や懲戒処分という厳しい処罰が設けられている。

2 マネー・ロンダリング及びテロ組織資金提供への対策

マネー・ロンダリングやテロ組織資金提供への対策として、カジノ事業者には以下のように厳重な確認・報告義務が課されている。

²² 特定従業員とは、カジノ事業者の下に従事する従業員のうち、役員、会計、ディーラーなど、特定の職に関わる従業員を言う（「4ライセンス制による管理」の「(2)特定従業員」参照のこと）。

²³ 賭博客仲介業者とは、カジノ客とカジノ事業者間のカジノの利用のあっせん・手配を取り持つ業者を言う。ジャンケットとも呼ばれる。

- ・ 客がカジノ口座を開く時、カジノ口座へ 5000 シンガポール・ドル以上の預金をする時、1000 シンガポール・ドル以上の現金取引を行う時には、厳重な本人確認を行うこと。
- ・ カジノ口座を匿名・偽名で使用させないこと。
- ・ 現金取引報告書を保管し、提出すること。
- ・ 取引に対応した従業員の氏名、取引に使用した小切手番号、その他取引の詳細に係る記録を保管すること。
- ・ 客が収入に見合った取引をしているかを監視すること。
- ・ 疑わしい取引についてはカジノ規制庁に報告すること。

3 ゲーム機器の管理と規制

カジノで使用するゲーム機器（スロットマシンやテーブルゲーム）についても機器の操作による不正等を防ぐため、以下のとおり厳格な管理・規制が敷かれている。

- ・ ゲーム機器は各カジノにつき 2,500 台以下とする。
- ・ ゲーム機器はカジノ規制庁から承認された製造業者または供給業者（配達、設置、維持管理、修理含む）からのみ入手できる。業者の承認にあたっては、技術面、財政面において誠実に事業を行っているか等が審査される。
- ・ 機器の製造にあたっては決められた技術基準を遵守すること。
- ・ 機器の納入・修理等の一連の手続きはカジノ規制庁への報告義務が課され、怠った場合は 10,000 シンガポール・ドル未満の罰金、12 カ月未満の拘留と厳しい処罰が定められている。
- ・ カジノ規制庁は製造業者や供給業者がこれら規定に違反した場合は賭博行為を停止する権限を有する。

4 ライセンス制による管理

カジノ事業者、カジノ事業者の下で働く従業員のうち特定の職にある者、賭博客仲介業者には徹底した管理体制が敷かれている。これらの者はライセンスが下りて初めてカジノ事業に従事することができ、違反行為があった場合、カジノ規制庁はライセンスを取り消すことができる。

(1) カジノ事業者

カジノ事業はカジノライセンスが下りた者のみに認められる。カジノ開発の始まった 2007 年 3 月 1 日²⁴より 10 年間は、カジノ運営のライセンスは 2 事業者だけに認められる。カジノライセンスの申請を行う事業者はカジノ事業の管理運営にふさわしい者でなくてはならず、カジノ規制庁により評判や信頼性、財政力、経営など様々な観点から審査される。なお、カジノライセンスは 3 年ごとに更新される。

²⁴ カジノ開発が第 2 番目に指定された地域（セントーサ）の開発開始が起点。

(2) 特定従業員

カジノ管理法は、カジノ事業者の下で従事する従業員のうち、事業の経営や運営に関わる役員や上・中級管理職、会計管理者、カジノ内の賭博行為の管理者やディーラー、ゲーム機器の維持管理に関わる技術者等を「特定従業員」と規定し、ライセンスが下りた者でなければカジノ事業に従事できないとしている。カジノ規制庁は申請に基づき、経歴、評判、財政状況、適性等様々な点を審査した上でライセンスの交付を決定する。カジノ規制庁は、不適格事項が発生・発覚した場合には交付後もライセンスを取り消し得るという持続的な強い権限を持っている。

(3) 賭博客仲介業者

カジノ客とカジノ事業者間のカジノの利用のあっせん・手配を取り持つ賭博客仲介業についても、ライセンスが下りた者でなくては従事できない。

5 カジノ事業者の契約行為の監視

また、カジノ事業者、ゲーム機器業者、賭博客仲介業者等、カジノ運営に関わる者の契約行為の一つ一つについて、カジノ規制庁による承認が必要とされている。

6 税制

カジノに係る税金には、カジノ税及び法人税がある。

(1) カジノ税

カジノ事業者が政府に毎月納めるカジノ税は売上から物品サービス税（GST, Goods and Services Tax、現行7%）を控除した総粗収益に課税される。カジノ税は顧客層により異なった税率が設定されており、一般顧客は15%と、世界的に見ても最低水準である。富裕層を取り込むため、カジノ内の口座に10万シンガポール・ドル以上の預金を持つ「特別顧客」についてはさらに低い5%が設定されている。

なお、カジノの開発が始まってから15年間はこの税率は改定されないとされている。

【表7：カジノ税率（カジノ管理法）】

	総粗収益に対する税率
特別顧客	5%
一般顧客	15%

(2) 法人税

シンガポールにおける法人税は国際的に見ても低水準の17%となっており、カジノ事業者にも同様の税率が適用される。

第2節 賭博に起因する害から社会を守るための枠組み

シンガポールでは、ギャンブル依存症をはじめとする賭博に起因する害から社会を守るため以下のことを行っている。また、これらに対応するため、国家賭博問題対策協議会が設置されている。

(1) カジノ場、ゲーム機器数の制限

各 IR におけるカジノ場の広さは 15,000 平方キロメートル、ゲーム機器数は 2,500 台以下に限定されている。

(2) カジノ入場に係る制限

- ・ カジノ入場時は身分証明書を提示すること。
- ・ 未成年（21 歳以下）は入場禁止。
- ・ シンガポール国民及び永住権保持者にはカジノ入場料を賦課する。
（100 シンガポール・ドル/日または 2000 シンガポール・ドル/年）
- ・ 申請があった場合や法に基づいてカジノ入場禁止・回数制限措置を行う。

(3) カジノ内での規制

- ・ 原則現金のみの使用。（信用貸し禁止。ただしカジノ内の口座に 10 万シンガポール・ドル以上の預金を持つ「特別顧客」を除く。）
- ・ 銀行 ATM のカジノ施設内設置禁止。
- ・ 自己申告により 1 日の損失限度額を設定できる。損失額が設定を超えるとゲームが続けられない。

1 カジノ入場禁止・入場回数制限

シンガポールでは 3 つの入場禁止・制限方法を定めている。1 つめは、ギャンブル依存症などギャンブルに起因する害によるリスクを負いたくない人がカジノへの入場禁止もしくは入場回数制限を自ら申請するもの、2 つめは家族が入場禁止・制限を申請するもの、3 つめは自己破産者や生活保護受給者などに対して法律で自動的にカジノ入場を禁止、制限するものである。

なお、シンガポールではカジノ以外のギャンブルについても、自らの申請により利用を禁止・制限することができる。

(1) 自己排除（入場禁止）・入場制限

シンガポール国民及び永住権保持者は本人のカジノ入場禁止または入場制限（月単位の回数制限）を①オンライン、②国家賭博問題対策協議会窓口への申請、③郵送のいずれかにより自ら申請できる。

また、外国人も①国家賭博問題対策協議会または移民労働センター窓口への申請、②郵送のいずれかによりカジノ入場を自ら制限できる。

(2) 家族排除（入場禁止）・入場制限

賭博の問題をもつ者の家族（①配偶者、②子供（義理・養子含む）③両親（義理・養子含む）④兄弟（義理・養子含む））は本人に代わり（本人の意思にかかわらず）カジノ入場の禁止または制限（月単位の回数制限）を申請することができる。申請は国家賭博問題対策協議会が設置するヘルプラインに電話することにより行う。

(3) 第三者排除（入場禁止）・入場制限

①自己破産者、②生活保護受給者、③低所得者向け家賃補助物件に住んでいる者、④公共住宅（HDB: Housing & Development Board）の家賃を6カ月以上滞納している者、⑤法的援助を受けている者については、該当する事由がなくなるまで入場が禁止される。また、国家賭博問題対策協議会は、カジノに頻繁に通っている者で金銭的な問題を抱えていると判断される者に対しては入場を制限することができ、深刻なケースに対しては入場禁止命令を下すことができる。

2 広告規制

ギャンブル依存症対策として、広告についても以下のとおり規制を行っている²⁵。

- ・ 特定地域外でのカジノの広報・プロモーションの禁止。
- ・ カジノにかかる広告は事前の承認を得なければならない。

3 ギャンブル依存症に関する啓発活動

国家賭博問題対策協議会は、ギャンブル依存症を防ぐため以下の取組を実施している²⁶。

- ・ マスメディアを利用した啓発活動
- ・ 地域に根差した啓発活動
- ・ 学校教育における取組

4 ヘルプラインの設置

国家賭博問題対策協議会はヘルプライン（電話相談サービス）を設置しており、国家依存症管理サービス機構（NAMS: National Addictions Management Service）に属する訓練されたカウンセラーが24時間週7日無休で対応している。ヘルプラインではギャンブル依存症などギャンブルに起因する問題に関する電話相談や、カジノ入場禁止・回数制限の申請が行える。

²⁵ 開業後、各IR事業者は一般市民を対象にIRへの送迎バスサービスを実施していたが、政府により「当該サービスはシンガポール国民を対象にカジノ来場を促進するもので、カジノ管理法及び規則で定める広告規制に違反する」として停止命令が下されている。

²⁶ ギャンブル依存症に関する啓蒙活動は毎年様々な切り口で積極的に行われており、年間の取組みは同協議会の「年次報告」に掲載されている。

5 カジノ事業者による対策

2013年5月に「責任ある賭博を推進する規則」(Responsible Gambling)が施行され、カジノ事業者にも賭博に起因する害の影響を受けやすい者を守る措置をとることが義務付けられた。2つのIRでは、①対策委員会の設置、②責任ある賭博推進計画の策定及び実施、③ギャンブル依存症患者の識別・サポートができるスタッフ育成のための社内トレーニングプログラムの実施、④責任ある賭博大使の選任等を実施している²⁷。

第3節 カジノに関する法律

1 民法 (Civil Law Act)

シンガポールでは民法第5条により「賭博によるいかなる契約または合意も無効とする」として賭博を禁止しているが、カジノ管理法 (Casino Control Act) 第40条にて例外規定を設け、「カジノ事業者またはその代行者により行われた契約は有効」としている。

2 カジノ管理法 (Casino Control Act)

シンガポールのカジノ規制は2006年6月に施行された「カジノ管理法 (Casino Control Act)」に基づいて行われている。これはオーストラリア・ビクトリア州法を参考にして策定された。

カジノ管理法ではカジノ規制庁の設置、役割及び権限、ライセンス制度、カジノ運営の管理と規制、カジノ税、カジノ入場制限、国家賭博問題対策協議会の設置等について規定している。カジノの数を2つに制限し、IRに10年間の独占権が与えられることなどもこの法で規定されている。カジノ導入の際に懸念された社会に対する負の影響に対応するためのカジノ規制、特にギャンブル依存症への対策にも大きな比重が置かれている。また、法の下に各規則が定められている。

(1) 度重なる法改正

カジノ管理法はより実態に即した法律となるように改正が重ねられている。IR開業から2年を経過した2012年7月、規制強化、カジノ関連犯罪対策強化、社会的弱者を守る枠組み事項の追加に関する同法改正案が国民に示され、意見を募る期間を経て2013年1月に改正された。この改正により以下の「違反行為に対するより厳格な罰則規定」が追加された。

- ・ カジノ事業者に対する罰金の上限を現行100万シンガポール・ドルからカジノ総粗収益の1割に引き上げる。基準となる総粗収益には最新の額が反映されていること。
- ・ 24時間以上カジノに滞在する際に必要となる追加入場料を支払わずに超過滞在

²⁷ マリーナベイ・サンズウェブサイト、リゾート・ワールド・セントーサ資料より

した場合 1000 シンガポール・ドル以下の罰金を科す。

(2) カジノにおける争議

カジノ法ではカジノ内での紛争についても規定しており、カジノ利用者は勝敗等ゲーム上の争議について、カジノ規制庁に調査を要請することができる。カジノ規制庁は係争中の審議に委員会を招集する権限を有し、争議を解決する。争議案件はまず検査官によって調査され、当事者双方またはいずれかの側が検査官の決定に対して異議を有する場合は、カジノ規制庁に再考を求めることができる。

第4節 カジノに関連する行政組織

1 カジノ規制庁 (CRA: Casino Regulatory Authority)

カジノ規制庁 (CRA: Casino Regulatory Authority) は内務省 (MHA: Ministry of Home Affairs) の法定機関として 2008 年 4 月 2 日に創設された。この前身は 2005 年 6 月 27 日に内務省の一部局として発足しており、それが省庁として独立したものである。カジノ規制庁はカジノの健全かつ安全な施行を確保し、社会や人々をカジノ犯罪やカジノに起因する有害な影響から守ることを目的に掲げている。2006 年に施行されたカジノ管理法 (Casino Control Act) に基づき、民間事業者に対するライセンスの交付とその手順・規制の制定と監視を行っている。

2013 年度の財政状況は、歳入が 39,166,490 シンガポール・ドル (うちライセンス料 37,554,795 シンガポール・ドル、申請料 851,195 シンガポール・ドル、罰金 760,500 シンガポール・ドル)。歳出は 27,787,550 シンガポール・ドル (うち人件費 16,500,131 シンガポール・ドル、福利厚生費 960,309 シンガポール・ドル、その他維持管理費等)。

議決機関として理事会があり、内務省、健康省、金融庁、警察庁、社会家族開発省などの関連省庁や、利害関係人、弁護士などからなる 12 名のメンバーで構成されている。また、個別事項に対応するため、執行委員会、監査委員会、予算委員会、懲戒委員会、法規則委員会、技術委員会の 6 つの委員会を備えている。

実際の業務遂行にあたって以下の 10 の部署を有している (2014 年 5 月現在)。

(1) ゲーム技術部 (Gaming Technology Division)

(2) 検査コンプライアンス部 (Inspection & Compliance Division)

カジノ事業者の監督を行っている。内部規制を含む CRA の規制に従っているかを審査するため、カジノ事業者の運営を様々な観点から調査する。ゲーム機器、ゲーム規則、記録保存、銀行口座など多岐に渡る承認手続きを担っている。また、カジノ利用客に係わる争議や入場料返還申請の調査も行っている。

(3) 調査部 (Investigations Division)

ライセンス申請に係る調査とカジノ法令に対する違反行為の調査を行っている。

(4) ライセンス部 (Licensing Division)

カジノ事業者、従業員、仲介業者、ゲーム機器の製造・供給業者に対するライセンス交付の手続きを行っている。カジノ事業者の契約体制への監視も行っている。

- (5) 協力開発部(Corporate Development Division)
カジノ規制庁の財産管理を行う部署。
- (6) 人事部 (Human Resource Division)
- (7) ICT 部 (Infocomm Technology Division)
- (8) 法務部 (Legal Division)
- (9) 政策コミュニケーション部 (Policy & Communications Division)
カジノ規制の方針を司る部署。
- (10) 内部監査室 (Internal Audit Unit)
カジノ管理法、規則、ライセンスに関する全ての違反を調査する。

2 カジノ調査室 (Casino Crime Investigation Branch)

シンガポール警察の犯罪調査庁特別犯罪部 (Criminal Investigation Department, Special Crime Division) の中に設置され、カジノにおける実質的な法の執行を担い、カジノ運営に関わる全ての犯罪の調査、違法摘発を行っている。

3 国家賭博問題対策協議会 (NCPG: National Council on Problem Gambling)

国家賭博問題対策協議会 (NCPG: National Council on Problem Gambling) は社会開発省及び青年・スポーツ省 (現社会家族開発省 MSF: Ministry of Social and Family Development) 下の法定機関として 2005 年 8 月に設置された。精神科医、心理学者、福祉士、カウンセラー、ならびに法律・リハビリ等の専門家の 15 名で構成される協議会である。カジノだけではなく、競馬、スポーツくじなどギャンブルに起因する問題に対応することを目的としている。同協議会の主な役割としては、①社会家族開発省へのギャンブルに関する社会的懸案についてのアドバイス、②ギャンブルに関する公的教育、利害関係者との相談、ギャンブル事業者による法的責任の行使、ギャンブルが引き起こす問題の調査研究、ギャンブルに起因する問題からの本人及び家族の保護、③カジノ管理法に基づくカジノ排除プログラムの実施、④依存症治療機関への支援が挙げられる。

4 国家依存症管理サービス機構 (NAMS: National Addictions Management Service)

国家依存症管理サービス機構は 1990 年に設立されたアルコール関連中毒の治療センターを前身とし、2001 年にコミュニティの全般的な依存症中毒関連の組織 (CAMP: Community Addictions Management Programme) に改編され、その後ギャンブル、ドラッグ、アルコール、セックス、インターネット、ゲームといった幅広い中毒の治療機関として 2008 年に設立された。入院、外来治療、電話相談 (ヘルプラインサービス) を実施している。治療は個人とグループセラピーの両方において行っており、第 3 次医療機関を 2 カ所設置して患者個人や家族を含めたカウンセリングを行っている。

る²⁸。



【国家依存症管理サービス機構】

5 内国歳入庁 (Inland Revenue Authority)

カジノ税等カジノに係る税金の徴収は、国の税を司る内国歳入庁により行われている。

6 トータリゼータ庁 (Totalisator Board)

カジノ入場料の徴収はトータリゼータ庁が担当している。トータリゼータとは、公営ギャンブルでの投票券の発売、払戻に関する業務をコンピュータで処理するシステムをいう。トータリゼータ庁は競馬やスポーツくじ、トータリゼータの運営等を行っており、カジノ入場料や公営ギャンブルからの収益の管理運用、社会活動への再投資を行っている。2013年のカジノ入場料からの歳入は170,491,631シンガポール・ドル。地域コミュニティ活動等の財源として提供されている。

²⁸ この他、ギャンブル依存症患者やその家族を支援するため、民間の慈善団体である、太和観慈善機構 (THKPGRC: Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre) が国家賭博問題対策協議会より治療機関に指定されている。

第3章 IR 導入後の状況

ここからは、こうして導入された IR 各施設の概要、経済効果、社会に対する負の影響について述べる。

第1節 マリーナベイ・サンズ²⁹

マリーナベイ・サンズはシンガポール南端のマリーナ湾を埋め立てた再開発エリアに位置し、対岸のシンガポール中心街、オフィス・ビル、ホテル、ショッピングセンターが一望できる場所にある。2010年4月27日に一部開業、6月23日に全面オープンした。3棟のタワーの上に船が乗ったような斬新なデザインはシンガポールの新しいアイコンとなった。世界最大級のカジノ、ホテル、ショッピングモール、レストラン、劇場、博物館などから構成される。アジア最大級の国際会議場と国際展示場を併設し、多くの MICE とビジネス客を誘致している。

(1) 世界最大級のカジノ施設

延床面積 15,000 平方メートルのカジノはテーブルゲーム 789 台、最新スロットマシン 1,650 台を備え、世界最大規模ながら、マリーナベイ・サンズ総床面積の 5%以下である。フロア中心は吹き抜けで、3、4階の VIP 専用スペースには高級レストランが入居しカジノ全体が見下ろせる。

(2) MICE 施設

大規模な展示会、国際会議に対応する MICE 施設は、地下1階、地上4階、延床面積 12 万平方メートル（東京ドーム 2.6 個分）を誇る最先端の施設に 2,000 の展示ブース、250 の会議室を備え、45,000 人以上を収容する。中でも東南アジア最大と呼ばれる宴会場は 11,000 人を1部屋に収容する。2011 年度から 2013 年度における国別年間会議開催件数が世界一位となったシンガポールを支える施設の一つである。

(3) 宿泊施設

55 階建てのタワー 3 棟に 2,561 の客室を有する。年間稼働率は 98.6%³⁰と連日ほぼ満室であり、1日のチェックイン・アウト客は 1,000 人を超える。24 時間 3 交代制の従業員は 9,000 人と雇用創出効果も高い。

(4) ショッピングモール、レストラン

地下1階から地上2階に位置し、300 以上のショップ、レストラン、世界的ブランド店が多数入居している。屋内アイス・スケートリンクやショップの間を流れる運河が特徴的である。

²⁹自治体国際化協会シンガポール事務所「2013年シンガポール政策研修（観光戦略と海外販路開拓）報告書」より作成

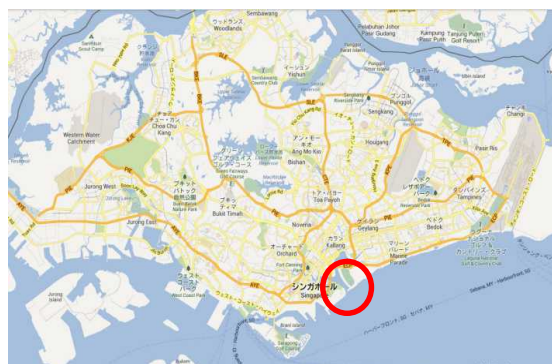
³⁰ サンズ社 2013 年 年次報告より

(5) サンズ・スカイパーク (空中庭園)

シンガポールの街を一望できる地上 200m、57 階にあり、幅 38m、全長 340m、総面積 12,400 平方メートルの敷地に広大な庭園、レストラン、バー、全長 150m の象徴的なインフィニティ・プールを備える。眼下にはオフィス街、シンガポール・フライヤー (世界最大の観覧車)、マリーナ・バラージ (マリーナ湾と海を仕切るマリーナ貯水池の堰)、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ (巨大植物園)、シンガポール港が広がる。



【マリーナベイ・サンズ】



【マリーナベイ・サンズの位置】

第2節 リゾート・ワールド・セントーサ³¹

セントーサはマレー語で「平和と静寂」を意味する。島の面積は4平方キロメートル。本島からわずか800m、中心市街地から車でわずか15分の場所にある。英国植民地時代は軍事拠点とされていたが、1970年代からゴルフ場やアトラクションを備えたレジャー向け地区として開発が進められていった。

リゾート・ワールド・セントーサはセントーサ島北部に2010年2月オープンし、ゲンティン・シンガポールの傘下にあるリゾート・ワールド・セントーサ (Resorts World Sentosa Private Limited) が管理運営している。家族で楽しめる大型リゾート施設がコンセプトで、カジノ、東南アジア初のユニバーサル・スタジオ、6つのテーマ別ホテル、45以上のショップ、60以上のレストラン、MICE施設、水族館やプールなど水を使ったアトラクション施設などから構成されている。

(1) カジノ

カジノは最高級ホテル「クロックフォード・タワー」の地下に開設され、15,000平方メートルのフロアにテーブルゲーム500台、スロットマシン1,600台、その他最新のコンピュータゲームを揃える。1日平均25,000人が来場する³²。

³¹自治体国際化協会シンガポール事務所「2013年シンガポール政策研修(観光戦略と海外販路開拓)報告書」より作成

³²リゾート・ワールド・セントーサ資料より

(2) 6つのテーマホテル

リゾート・ワールド・セントーサ内にはそれぞれ異なるテーマでつくられた6つのホテル（計1,800室）があり、旅行目的に合わせて宿泊先を選ぶことができる。招待者限定の全室スイートルームからなるホテル「クロックフォード・タワー」や家族向けのにぎやかな「フェスティブ・ホテル」、米国の現代建築家マイケル・グレイブスによるデザインセンスに優れた「ホテル・マイケル」、世界に展開するエイターテイメントホテルである「ハードロック・ホテル」など、幅広いニーズに応えられるようタイプの異なるホテルを備えている。

(3) 東南アジア初のアトラクション

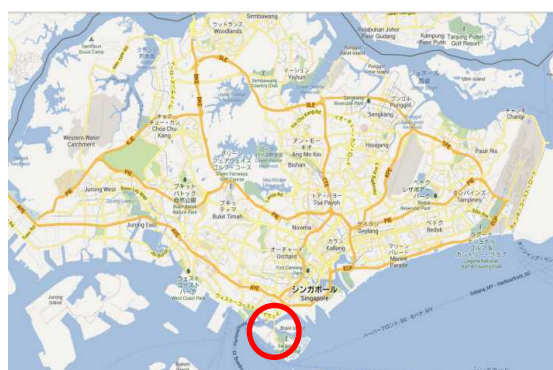
東南アジア最大のテーマパークで7つのゾーンに24のアトラクションを有するユニバーサル・スタジオ・シンガポールは、他のユニバーサル・スタジオを訪れたことのある観光客でも新しい体験ができるよう「世界初」と「独自性」にこだわって作られている。東南アジア初のユニバーサル・スタジオとしても注目されており、同地域からの客が最も多い。

(4) 世界最大級の水族館

2012年に開業した「マリーン・ライフ・パーク」にある世界最大の水族館「S.E.A. アクアリウム」は、幅36mのアクリルパネルを備え、南アジアからアラビア湾まで800種以上、10万匹の海洋生物を誇る世界最大のパノラマ水槽「オープン・オーシャン」が見所である。マリーン・ライフ・パークは、巨大プール施設「アドベンチャー・コーブ・ウォーターパーク」や海洋体験博物館を併設する。



【リゾート・ワールド・セントーサ】



【セントーサの位置】

第3節 IR導入の経済効果

2つのカジノは2013年には売上高があわせて50億米ドルを超え、マカオ、ラスベガスに次ぐ世界第3位の収益を上げている。雇用の創出やGDPの伸びにも大きく貢

献している。

1 雇用と需要の創出

2012年7月現在、IR導入は22,000人の直接雇用を含む40,000人の雇用創出に貢献したとシンガポール政府は評価している³³³⁴。雇用者の多くがシンガポール国民とされている。IR導入によって飲食業、小売店、造園、ショーなどの舞台装置関係、クリーニング、ケータリング業者、交通、警備など様々な需要が生まれ、その多くは地元中小企業の利益となっていると結論づけている。地元企業³⁵に対するIRの恩恵は大きいといえる³⁶。

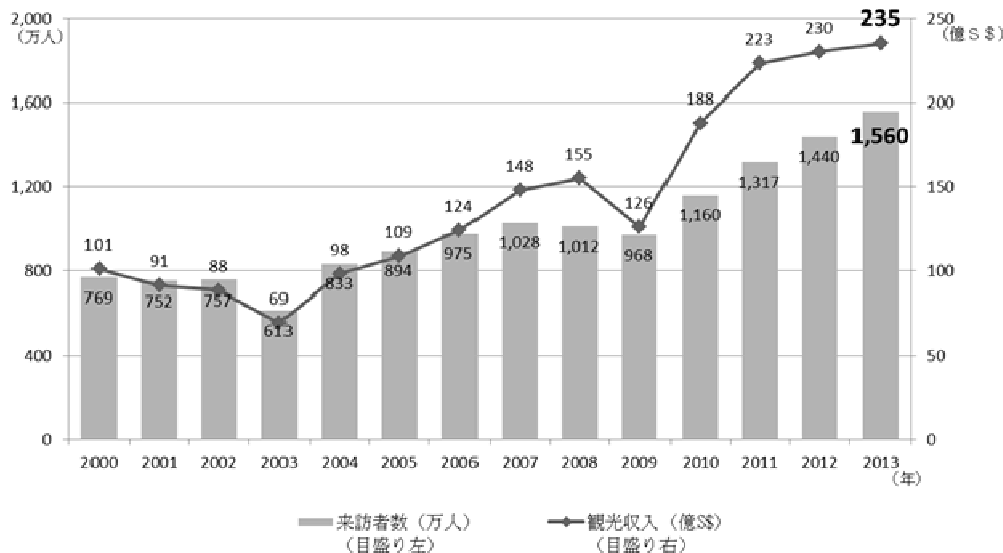
2 観光産業への影響

(1) 観光収入と来訪者数の推移

2008年³⁷の観光客数1,012万人、観光収入155億シンガポール・ドルから、2013年の観光客数1,560万人、観光収入235億シンガポール・ドルへと、IRオープンを挟んで観光客数54%増、観光収入51%増が見られた。IR収入が牽引していることは間違いなく、IR導入時の目標値である2015年観光収入300億シンガポール・ドル、観光客数1700万人に近づきつつある。

観光客はインドネシア、中国、マレーシアからが多く、観光収入は中国、インドネシア、インドからの観光客から多くもたらされている³⁸。

【図3：観光収入と観光客数の推移】



³³ 2012年7月6日「カジノ管理法改正案における国民の意見募集」時の見解

³⁴ 2012年2月26日、首相府大臣であり内務省と通産省の副大臣イスワラン氏は、「IR導入は、導入当初の期待を上回っており、周辺経済への影響も含めれば、60,000以上の雇用を創出しており、GDPに対する1~1.5%貢献している」とも述べている。

³⁵ シンガポール政府は、地元企業がIR関連で契約が成立した金額を約5億シンガポール・ドルとしている。

³⁶ ゲンティン・シンガポールは、2013年12月末現在、IRができたことによるゲンティン・シンガポールにおける新規雇用者は13,500人としている。

³⁷ 2009年は金融危機の影響で一時的に観光実績が落ち込んでいるため、2008年と比較する。

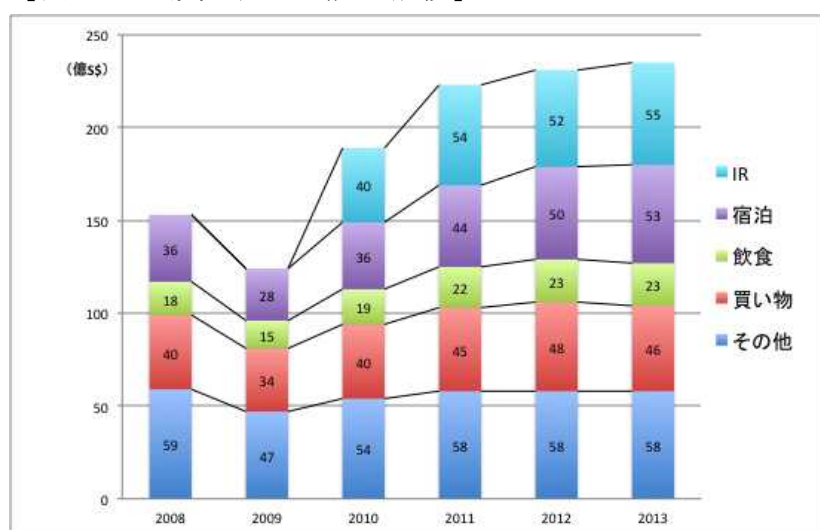
³⁸ シンガポール政府観光局発表資料より。

出典：シンガポール政府観光局資料より作成

(2) 観光収入内訳の推移

IR がオープンした 2010 年からシンガポール政府観光局は IR による収入を観光収入内訳の 1 項目として加えている。観光収入の約 4 分の 1 が IR により生み出されていることがわかる。2013 年は GDP (3,728 億シンガポール・ドル) の約 6.7% に達した 235 億シンガポール・ドルの観光収入のうち 55 億シンガポール・ドルは IR により生み出されていることになり、これは GDP の 1.4% に相当する。

【図 4： 観光収入内訳の推移】



※ 2009 年は金融危機の影響で一時的に観光収入が落ち込んでいる。

※ 「その他」には、航空賃、空港税、交通、ビジネス、医療、教育、乗換客を含む。

出典：シンガポール政府観光局資料より作成

3 IR の売上高と収益状況

(1) 収入全体に占めるカジノ収入の割合

表 8、表 9 からわかるようにカジノ収入が IR 収入全体の 8 割以上を占めていることがわかる。なお、マリーナベイ・サンズは 2010 年 4 月 27 日に部分営業を開始、リゾート・ワールド・センターは 2010 年 1 月 20 日に一部ホテル開業、2 月 14 日に部分営業を開始している。

【表 8：マリーナベイ・サンズ】

(単位：100 万米ドル)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
カジノ収入	1,062	2,365	2,272	2,363
宿泊収入	989	268	325	360
店舗収入	47	138	156	154

合計	2,098	2,771	2,753	2,877
カジノ収入の割合	50.6%	85.3%	82.5%	82.1%

出典：ラスベガス・サンズ社「年次報告」より作成

【表 9：リゾート・ワールド・セントリーサ】 (単位：100 万米ドル)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
カジノ収入	1,887	2,155	1,898	1,748
それ以外の収入	275	406	447	528
合計	2,162	2,560	2,345	2,276
カジノ収入の割合	87.3%	84.1%	81%	76.8%

出典：ゲンティン・シンガポール社「年次報告」より作成

(2) 売上高と EBITDA の状況

売上高及び EBITDA の推移は以下の通り。EBITDA とは、支払利息、税金、減価償却、償却控除前損益をいい、企業の利益水準を表す指標の一つである。

【表 10：マリーナベイ・サンズ収益の推移】

(単位：100 万米ドル)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
売上高	1,263	2,922	2,886	2,968
EBITDA	642	1531	1366	1385
EBITDA(%)	50.8	52.4	47.3	46.6

出典：ラスベガス・サンズ社「年次報告」より作成



【表 11：リゾート・ワールド・セントリーサ収益の推移】

(単位：100 万米ドル)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
売上高	2,162	2,561	2,345	2,276
EBITDA	1,135	1,337	1,088	939
EBITDA(%)	52.5	52.2	46.4	41.2

出典：ゲンティン・シンガポール社「年次報告」より作成



4 政府の歳入

カジノからの政府の主な歳入は以下の通り³⁹。

³⁹ シンガポール政府が IR により得た税収は 2010 年が 9 億シンガポール・ドル、2011 年が 11 億シンガポール・ドル。シンガポールの税収増にも貢献している。(2012 年 7 月 12 日 AsiaX News「昨年のカジノ税収は 11 億 S ドル、社会全体の利益に活用」より)。

【表 12：政府歳入推移】

(単位：千シンガポール・ドル)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
ライセンス料	24,322	25,051	25,910	37,555
ライセンス申請料	1,264	740	1,995	851
罰金	4	954	1,822	761
カジノ入場料	41,811	223,967	182,711	179,439

出典：カジノ規制庁及びトータリゼータ庁年次報告書より作成

第4節 負の側面

2010年に2つのIRがオープンして以降、ギャンブル依存症患者の割合に大きな変化は見られず、カジノに起因する大きな犯罪も発生していないとシンガポール政府は発表している。

政府は新たにネット賭博を規制する法を制定するなど、カジノ導入を機にカジノ以外の賭博についても規制の強化に乗り出している。

1 カジノ入場の状況

カジノ入場者数全体に占めるシンガポール国民の割合は20%～30%と言われる⁴⁰。シンガポール国民は1日100シンガポール・ドルまたは年間2000シンガポール・ドルの入場料が課せられている。年間パスの購入者は全体の1%ほどである。年間パスの金額はギャンブル依存症患者を抑制するために設定されている⁴¹。

2 ギャンブル依存症患者

2010年の2つのIRオープンから5年がたち、入場禁止者数や電話相談件数が増加している。他方、国家賭博問題対策協議会によれば2011年から2014年にかけてギャンブルの参加率⁴²に変化はなかったものの、ギャンブル依存症患者の割合は大幅に減少している。

(1) ギャンブル依存症患者のプロファイル

国家賭博問題対策協議会は2014年に行った調査⁴³において、シンガポール国民のうち「ギャンブルの仕方に病的な症状が見受けられる」確率が高い者として、以下の層をプロファイルしている。

⁴⁰ 2011年にリゾート・ワールド・セントーサとマリーナベイ・サンズを訪れたとされるシンガポール国民は13万6千人と13万7千人（社会家族開発省ウェブサイトより）。

⁴¹ 2012年11月16日 The Straits Times 「Not many Singaporeans buy annual levy passes into the casinos」より

⁴² 18歳以上のシンガポール居住者が年1回以上ギャンブルをした割合(2011年47%→2014年44%)。

⁴³ 国家賭博問題対策協議会は、カジノ導入以降3年に一度調査を実施し、ギャンブル依存症患者数の変化等を観察している。この調査の「ギャンブル」には、競馬やオンラインゲームといった、カジノ以外のギャンブルも含まれる。最新の調査は2015年2月に発表されている

プロフィール：「ギャンブルの仕方に病的な症状が見受けられる確率が高い者」

【民族】 中華系

【性別】 男性

【年齢】 40 歳以上

【教育】 初等学校修了程度又はそれ以下⁴⁴

【月収】 2000 シンガポール・ドル～2999 シンガポール・ドル

(2) ギャンブル依存症患者等の割合の変化

国家賭博問題対策協議会は同調査においてシンガポール国民のギャンブル依存症患者等の割合について調べている。「ギャンブル依存症患者の割合」と「ギャンブル問題を抱える者の割合」を合計し、2011 年の 2.6%から 2014 年の 0.7%に減少しているとして、IR 導入後は依存症患者等の割合が減少していると結論づけている⁴⁵。

【表 13：ギャンブル依存症患者等の割合の変化】

	2008 年	2011 年	2014 年
ギャンブル依存症患者の割合	1.2%	1.4%	0.2%
ギャンブル問題を抱える者の割合	1.7%	1.2%	0.5%
計	2.9%	2.6%	0.7%

出典：国家賭博問題対策協議会統計資料より作成

(3) 入場禁止者数

入場禁止者数は以下の通り毎年増加している。自ら禁止を申請する自己排除者数の大部分（2014 年 9 割）は外国人が占めている。

【表 14：入場禁止者数】

	2011 年 6 月	2012 年 10 月	2013 年 11 月	2014 年 12 月
自己排除	18,049 人	85,374 人	139,966 人	190,927 人
家族排除	613 人	1,272 人	1,624 人	1,912 人
第三者排除	28,516 人	43,485 人	46,208 人	48,424 人

出典：国家賭博問題対策協議会統計資料より作成

(4) 電話相談

2014 年 5 月 14 日の新聞記事によると、国家賭博問題対策協議会が設置するギャン

⁴⁴ シンガポールでは 95%が大学、短大、専門学校のいずれかへ進学し、初等学校修了程度又はそれ以下は 5%程度。

⁴⁵ ギャンブル依存症患者等の割合は減っているが、同調査において 2011 年から 2014 年までの変化で特筆すべき点は次のとおり。①週に 1 回以上ギャンブルをするギャンブル依存症患者割合の増加(68%→83%) ②ギャンブル依存症患者のギャンブル開始年齢の低年齢化 (18 歳以下から開始 5%→17%、30 歳以下から開始 53%→67%)。ただし、ギャンブル依存症患者の平均賭け金は減少している(1,713 シンガポール・ドル→313 シンガポール・ドル)。③ギャンブルに対する抑制を制御できず時間とお金を費やしてしまうギャンブル依存症患者の割合は増加している。

ブル電話相談「ヘルプライン」への相談件数が増加しており、年間 21,000 件に達している⁴⁶。ギャンブル依存症患者やその家族などが支援団体に助けを求める傾向が強くなっていることを示している。相談内容はギャンブルに関わる一般情報の問い合わせが6割、支援を求めるものが4割だが、支援を求める電話の割合が年々増えている。ただし電話相談はカジノ以外を含むギャンブル全般を対象としており、国外におけるカジノでのトラブル等の相談も含まれる。

3 犯罪件数

IR 関連犯罪件数は全犯罪件数の1%未満であり、2010年のIRオープン以後カジノに起因する大きな犯罪は発生していない⁴⁷。シンガポール警察庁（Singapore Police Force）による2014年2月の発表によると、2013年の犯罪件数は29,668件でこの30年間で最も少なく、そのうちカジノでの犯罪は75件で前年の139件から35%減少した。その内容は貴重品やカジノチップの窃盗、ゲーム中の詐欺などで、組織犯罪はなかった。

4 ネット賭博の規制

2014年2月、インターネット上の無許可の賭博サイト運営及び利用を違法とする法律（Remote Gambling）が施行された。無許可の賭博サイトへのアクセスや支払いを停止し、違反者には6カ月以下の懲役または5000シンガポール・ドル以下の罰金、違法サイトへのアクセス停止命令に従わない通信会社や金融機関に対しては最大50万シンガポール・ドルの罰金を科すというもので、ギャンブル中毒の拡大を防ぐことを主な目的としている。

シンガポールを拠点とする非営利の一部業者で厳格な審査を通過した者にはライセンスを交付し公認とする。シンガポール政府はカジノだけではなく他の賭博についても公的に管理し、規制を強めて行く姿勢を取っている⁴⁸。

5 まとめ

以上のとおり、2つのIRがオープンしてから5年が経過した2015年の段階では、IRの導入により観光収入・観光客数は目標値に近づき、雇用も増え、2つのIR事業者の収益を上げている。導入当初懸念されたギャンブル依存症患者の増加やマネー・ロンダリング、治安の悪化等については目立った影響もなく、IR導入は政府が描いた成果を上げている。

⁴⁶ 2014年5月14日 The Straits Times 「More calls made to gambling helpline」より

⁴⁷ 2012年7月6日「カジノ管理法改正案における国民の意見募集」時の見解

⁴⁸ 2014年10月9日及び2015年1月30日時事速報記事より

おわりに

建国以来クリーンなイメージを誇る都市国家シンガポールにとって、カジノを含むIRの導入は大きな決断であった。国の命運がかかった失敗の許されない政策だっただけに、政府にはリー首相に政権交代する前からIR導入のシナリオ作成に相当の下準備があったと推測する。

魅力ある内容で世界から優れたカジノ事業者を誘致するため、カジノの独占権や2つの異なったコンセプト、低い税率をはじめとする優遇策を用意すると同時にクリーンなイメージを保ち、国民を説得するため、社会への負の側面について徹底的な規制が行われた。その結果、観光収入や観光客数は目標値に近づき、ギャンブル依存症患者の割合や犯罪件数はむしろ減少するなど、経済効果と規制は一定の成果をあげている。

現在、シンガポール型のIR導入が日本でも議論されている。シンガポールの成功事例を見れば、IRは地域再生策として一見魅力的に映る。しかしながら導入の検討のためにシンガポールが行ったのと同様、まず現在の日本の現状をどう捉え、IRをどのように活用していくのかを徹底的に考える必要がある。

日本とシンガポールとでは経済規模が異なり、名目GDPでは、日本は48,985億ドルに対しシンガポールは2,979億ドルで(2013年)、IRの売上額が現在のシンガポールと同じくらいあったとしても日本の経済(GDP)に占める割合は1%にも満たない。また、シンガポールの人口規模、面積も、日本の人口のわずか4.4%、面積は0.2%と大きく異なり、国全体でみた直接的な経済インパクトは比較対象になりがたい。

海外から富裕層を取り込むのであれば、インフラについても考えなくてはならない。シンガポールはアジアの主要な国々から飛行機で7時間圏内となっており、世界62カ国260の都市と航路を結びアジア最大のハブ空港として機能するチャンギ空港を擁する。そのチャンギ空港から2つのIRへはタクシーで2、30分ほどという富裕層を引きつけるインフラが整備されている。日本の場合はいったん国内に入れば新幹線や高速道路網、地下鉄や鉄道に代表されるように、都市部や都市間の交通インフラは発達しておりアクセスはいいが、海外諸都市から国際空港までのアクセスが便利か、国際空港からIR予定地までのアクセスが富裕層を引きつけるものとなっているかという観点からも取組が求められる。

また、IR導入を都市開発と観光施策、MICE産業振興に活用するビジョンはあるのか、日本の魅力とどう調和させるのかといった観点も重要だ。シンガポールはIRを導入することにより、もともと強みであったMICE施設を一層充実させたばかりではなく、東南アジア初のユニバーサル・スタジオといったテーマパークや、ブロードウェイ級のミュージカルが上演されるシアター、科学技術を駆使して芸術を見せる美術館など質の高い施設が建設運営できるようになり国民にとってもメリットがあった。

また、公営競技(競馬、競艇、競輪及びオート)、公営くじ(宝くじ及びtoto)、パチンコ・パチスロといった日本の既存のギャンブルとの関係も、特に法制度を中心に

整理せねばならない。そして、IRを導入する際には、徹底的な規制とギャンブル依存症対策をどう行うのかの検討が必要である。

これらを踏まえた上で日本型のIRが導入されるのであれば、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催とともに訪日外国人旅行者数拡大の強力な追い風となることを期待したい。

シンガポールでは、リー首相が「全責任を持って導入する」と言って導入したIRは、まだ導入後5年に過ぎず今後も順風満帆かどうかは予断を許さない。2014年の速報値によると、中国からの観光客の減少によりIRの収益は初めての減となった。シンガポール政府が今後建設も噂される「第3のIR」を含め今後どうIRを国家戦略に活用していくのか、また、社会に対する負の側面をどうコントロールし続けていくのか、引き続き注視していきたい。

【付録1 カジノ導入の年表】

【図 カジノ導入の年表】

年 月 日	事 項
1985 年	セントーサ島カジノ構想却下
2002 年	経済検討委員会にてカジノ導入案否決
2004 年 3 月 21 日	通商産業大臣によるカジノ容認発言
2004 年 8 月 12 日	リー・シェンロン首相就任
2004 年 8 月 22 日	首相による IR 検討表明 (独立記念日の国民向け演説にて)
2004 年 12 月 29 日 ～ 2 月	事業案募集 (Request For Concept)
2005 年 4 月 9 日	内閣特別会合にて IR 導入を決定
2005 年 4 月 18 日	IR 導入決定に係る首相演説
2005 年 6 月 27 日	内務省内にカジノ規制部設置 (カジノ規制庁前身)
2005 年 8 月 31 日	国家賭博問題対策協議会の設立
2005 年 10 月 17 日 ～ 11 月 11 日	内務省によるカジノ管理法案の国民への提示
2005 年 11 月 15 日 ～ 3 月 29 日	マリーナベイ地区入札開始 (Request For Proposal)
2006 年 2 月 14 日	カジノ法案の国会通過
2006 年 4 月 28 日 ～ 10 月 10 日	セントーサ地区入札開始 (Request For Proposal)
2006 年 5 月 26 日	ラスベガス・サンズ社が落札
2006 年 12 月 8 日	ゲンティンインターナショナル・スタークルーズが落札
2006 年 6 月 1 日	カジノ法施行 (部分施行 その後順次施行)
2006 年 8 月 23 日	マリーナベイ・サンズ開発契約締結
2007 年 3 月 1 日	ゲンティン・シンガポール開発契約締結
2008 年 4 月 2 日	カジノ規制庁の設立
2010 年 4 月 26 日	マリーナベイ・サンズ、ライセンス取得
2010 年 1 月 20 日	リゾート・ワールド・セントーサ、ホテル部分開業
2010 年 2 月 6 日	リゾート・ワールド・セントーサ、ライセンス取得
2010 年 2 月 14 日	リゾート・ワールド・セントーサ開業 (部分営業開始)
2010 年 4 月 27 日	マリーナベイ・サンズ開業 (部分営業開始)

【付録2 日本のIRの検討状況】

1 国政の状況

日本でIRの検討が始まったのは2002年に自民党所属の有志議員により「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が結成されたのが始まりである。初代会長に野田聖子議員を、事務局長に岩屋毅議員を据え、新産業の創出、地域振興、観光産業の飛躍的発展を目的とした。2006年には自民党の政務調査会内に「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」が設けられ、政府として本格的な検討に入った。

2010年には超党派で結成される国際観光産業振興議員連盟（IR議連、通称カジノ議連）が発足、議連は2011年に法案を公表、2013年12月には法案を国会へ提出した。2014年11月の衆議院の解散等を経て引き続き継続審議となっている。

【表：日本のIRの検討状況年表】

平成	年月	
14	2002年12月	自由民主党議員により「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」を結成
16	2004年6月	同議員連盟が、「ゲーミング（カジノ）法基本構想案」を公表
18	2006年2月	自由民主党政務調査会の観光特別委員会内に「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」を設置。
18	2006年6月	同委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定。
22	2010年4月	国際観光産業振興議員連盟(IR議連)発足
23	2011年8月	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案」を議連が公表
25	2013年12月	自民党、日本維新の会、生活の党の議員らが、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」を国会に提出

2 地方自治体の状況

IR検討が始まって以降、全国20以上の都市が候補地として挙げられてきた。有望な候補地の中でも、誘致に積極的な自治体と消極的な自治体があり、各自治体の首長の政策によるところが大きい。

カジノ誘致が検討されているところ

- | 都道府県 | 自治体名、特徴など |
|-------|------------------|
| ①北海道 | 札幌、小樽、釧路、苫小牧各市など |
| ②宮城県 | 仙台市（復興カジノ構想） |
| ③秋田県 | 秋田市（イーストベガス構想） |
| ④千葉県 | 成田市、千葉市（幕張） |
| ⑤東京都 | 港区台場（お台場IR構想） |
| ⑥神奈川県 | 横浜市 |
| ⑦静岡県 | 熱海市 |
| ⑧愛知県 | 常滑市 |
| ⑨石川県 | 珠洲市、加賀市 |
| ⑩大阪府 | 大阪市（大阪湾人工島・夢洲） |
| ⑪和歌山県 | 和歌山市 |
| ⑫徳島県 | 徳島市、鳴門市 |
| ⑬香川県 | 瀬戸内海カジノ構想 |
| ⑭福岡県 | 北九州市 |
| ⑮大分県 | 別府市 |
| ⑯長崎県 | 佐世保市（ハウスステンボス） |
| ⑰宮崎県 | 宮崎市（シーガイア） |
| ⑱沖縄県 | 沖縄本島南部、中部 |



毎日新聞 2014年5月14日 東京夕刊記事より

【付録3 写真で見る「カジノ規制」】



【国民と外国人でカジノ入場の入口を分ける表示】



【カジノ入場料購入機】



【21歳以下はカジノ入場禁止の表示】



【カジノのすぐ外には銀行 ATM が設置】



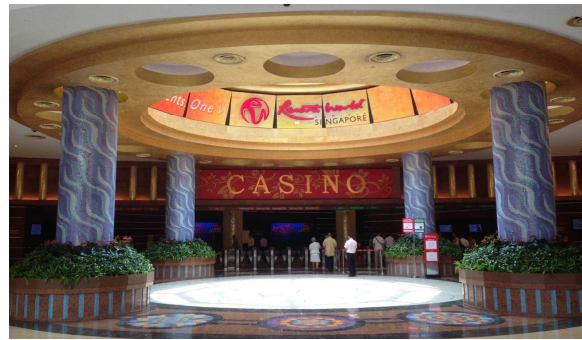
【ギャンブルに夢中になって子どもを忘れないでというギャンブル依存者に対する注意喚起のポスター(カジノ入口及びカジノ内に掲示)】

【付録4 リゾート・ワールド・セントーサ見所】

■リゾート・ワールド・セントーサ全景



■カジノ入口



■MICE 施設



【使用したイメージ (リゾート・ワールド・セントーサ)】

【約 1 万㎡の広さに柱のないボールルーム】

車の展示もしやすい構造になっている。

■ホテル



【ビーチヴィラ】

南国リゾートを想わせるヴィラタイプのスイート



【ハードロック・ホテル】

ロックをテーマにしたアメリカ系のホテル

■ マリンライフパーク～シーアクアリウム



【オーシャンギャラリー】
シーアクアリウム内の巨大水槽



【オーシャンスイート】
巨大水槽が客室内に設置されたホテルの一室

■ アドベンチャーコース



【流れるプール】



【ドルフィンアイランド】



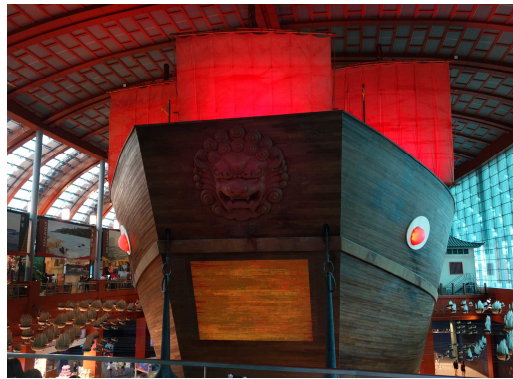
【レインボーリーフ】 2万匹以上の熱帯魚がいるサンゴ礁でシュノーケリングが体験できる



■ フェスティブウォーク



■ 海洋体験博物館



■ エンターテイメント



■ Spa



【シアター（劇場）】

【ESPA:世界展開している高級スパ】

■ クレーンダンス



【月、金、土、日、休前日夜 9:00 より】

■ レストラン



【世界的に有名なレストランも入居】
フランス料理ジョエル・ロブション

■ユニバーサル・スタジオ



【世界初のシュレックのお城】



【世界初のトランスフォーマーの3Dスリル・ライド】

■飲食店



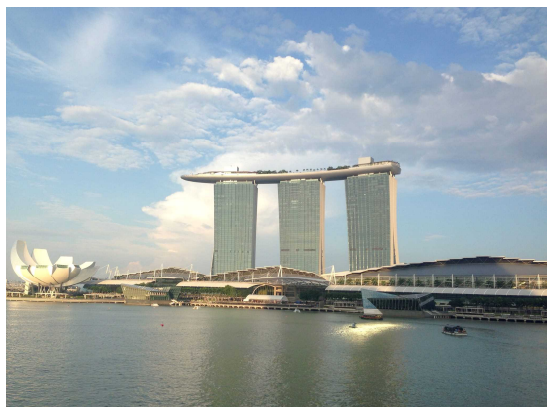
【マレーシアフードストリート】

マレーシアのローカルフードが集結。レトロな雰囲気のストリートを再現。

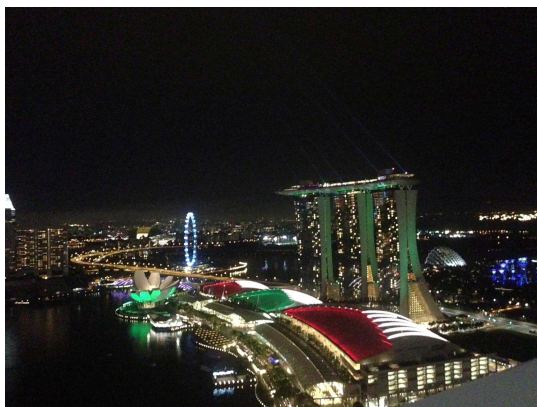


【付録5 マリーナベイ・サンズ見所】

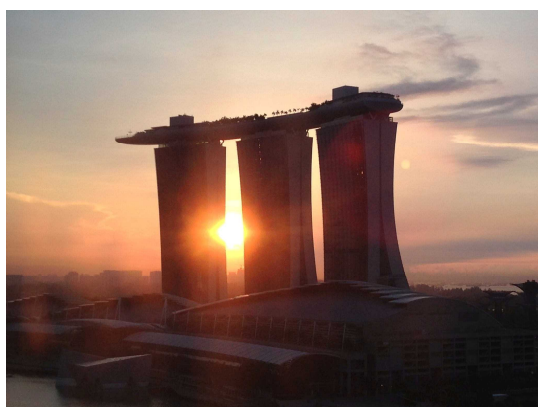
■外観



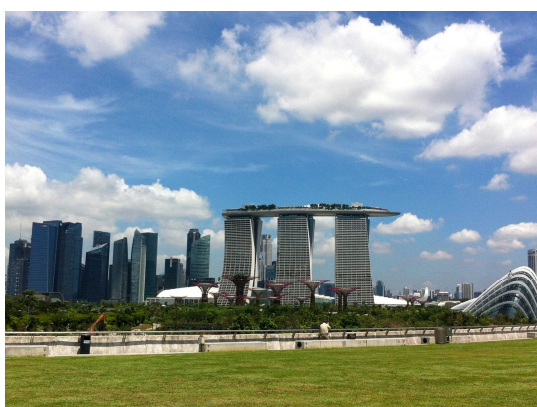
【昼間・正面から】



【クリスマス時期のライトアップ】



【背後から陽が昇るよう設計されている】

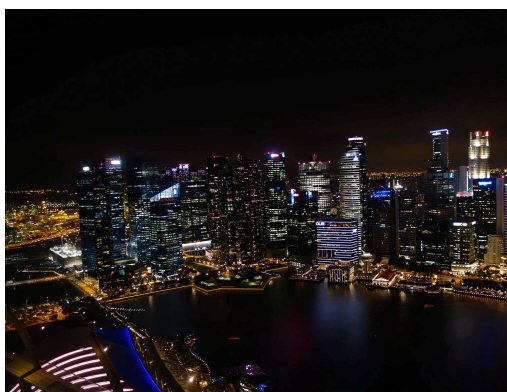


【反対側からの景色】

■スカイパーク（56階の空中庭園）

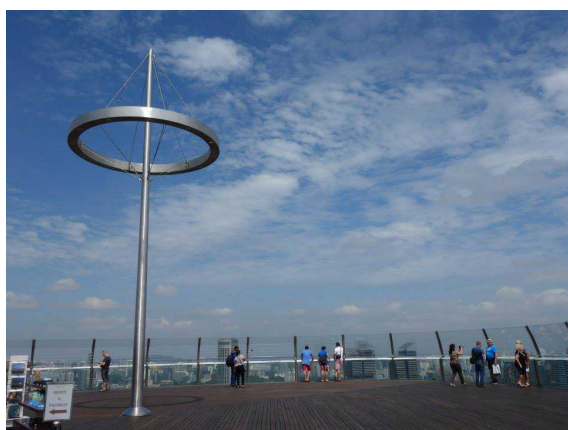


【眼下に広がるマリーナ湾】

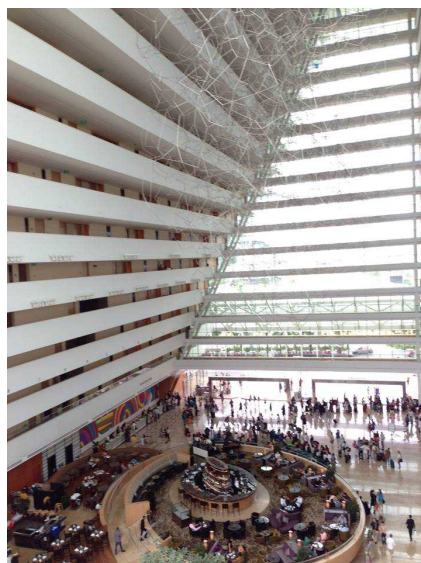


【シンガポール随一のオフィス街の夜景】

■ ホテル



【スカイパークの中】

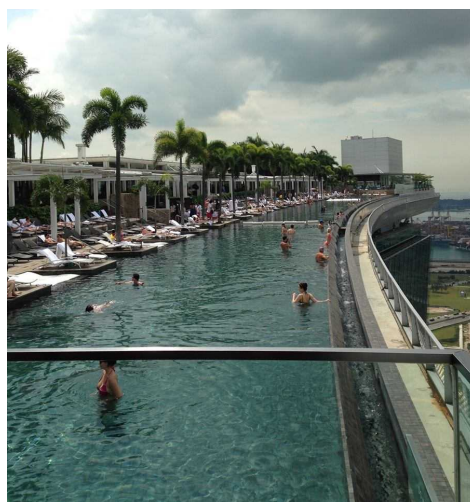


【吹き抜けのロビー】

■ インフィニティ・プール



【ホテル宿泊客限定のプール】



■ アイス・スケートリンク



【特殊樹脂製なので寒くない】

■ 共有スペース



【パームツリーが植えられ憩いの場に】

■ ショッピングモール内の運河



【決まった時間に水が落ちる】



【ラスベガスのヴェネチアンリゾート同様の運河】

■ カジノ



【入口付近には高級ブランドショップが軒を連ねる】

■ 劇場



【ミュージカルなどが上演される】

■ レストラン



【海外の有名レストランも入る】

■ フードコート



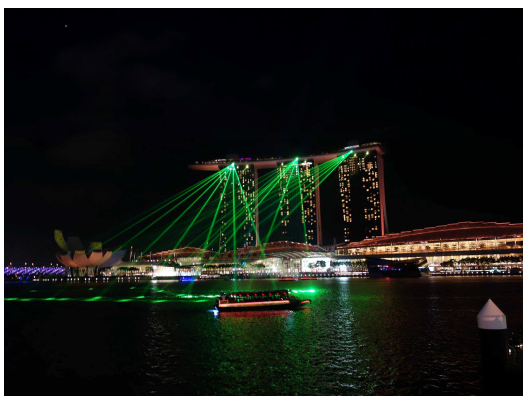
【国内の有名店を集めている】

■ MICE 施設



国際水週間など、数々の展示、ファッションショーなどのイベントが行われている。

■ 夜のショー（ワンダーフォール）



毎晩 8 時、9 時半の 2 回（金・土は 11 時の 3 回）無料のショーが行われる。
マリーナベイ・サンズからと対岸からでそれぞれ異なった内容。

【付録6 シンガポールの MICE 施策】

2013年に、シンガポールで開催された国際会議件数は、都市としても国としても第一位であった。近年、シンガポールは国際的な MICE 開催地としての地位を不動のものとしている。シンガポールが「世界トップクラスの展示会、見本市、国際会議ハブ」の地位を確立したのは、地理的条件等の優位性を活用した戦略的な施策によるところが大きい。アジア最大のハブ空港として機能するチャンギ空港を擁するシンガポールは、世界中から参加者が集まる国際イベントに適した立地条件であり、また、公共交通機関の発達、大規模なコンベンション施設やホテル等の整備、英語が公用語であること、多くのグローバル企業がアジア統括本部を置くビジネスのハブであり、また、シンガポールで開催されたイベントの効果の東南アジアやインドの新興市場に波及が期待されることなど、MICE 産業を促進する強みが備わっている⁴⁹。これらにより、「シンガポール航空ショー(Singapore Airshow)」、「バイオメディカルアジア(Biomedical Asia)」「シンガポール国際水週間(Singapore International Water Week)」等、多くの世界規模の会議が開催されている。

1 MICE 関係機関

シンガポールの MICE 関係機関には、シンガポール政府観光局、MICE 関係の実施機関であるシンガポール展示会議局 (SECB, Singapore Exhibition & Convention Bureau)、MICE 業界関係団体である SACEOS(Singapore Association of Convention and Exhibition Organizers and Suppliers)がある。

2 誘致促進の制度⁵⁰

シンガポール政府観光局及びシンガポール展示会議局は、シンガポールにおいて MICE の開催を誘致するため、以下の取組をしている。

(1) 補助金制度 (BEiS)

シンガポールでは、シンガポールにおいて MICE イベントの開催を希望する国内外の団体を対象に Business Events in Singapore(BEiS)という補助金制度を設けている。申請者はイベントの内容、ブランド力、主催者の経歴等により審査され、その評価により開催費用の最大 70%までの資金提供を受けられる。補助金の支給対象は主催者だけでなく、事業の運営に関わる者にも及ぶ。

(2) 税金控除制度 (Double Tax Deduction for Approved International Fair)

シンガポールで開催されるシンガポール展示会議局公認の国際的展示会に参加したシンガポール企業に、展示会開催のために要した費用について、税金の控除を認めることにより、国際的展示会への参加を促し、シンガポール企業の市場を拡大しようというもの。国際的展示会の参加により生じた支出の 2 倍が所得から控除される。

⁴⁹ 2013年4月自治体国際化フォーラム「シンガポールの MICE 誘致～優位性を活かした戦略的施策」より作成

⁵⁰ シンガポール政府観光局ウェブサイトより作成

100,000 シンガポール・ドル以下の費用までであれば、シンガポール政府観光局への申請がなくても自動的に税金が控除される。

シンガポール展示会議局の国際的展示会公認制度は 1990 年から始まっており、公認されるか否かは国内外での展示会開催の実績等により審査される。

(3) ソフト面での多彩な支援

シンガポール展示会議局は、MICE 主催者に、施設の確保、関係者の紹介、広告の支援等のサービスを提供している。また、国内の旅行業界と提携し、以下の 2 つのプログラムを提供している。

・ (INSPIRE, In Singapore Incentives & Rewards)

大手旅行業界と提携し、インセンティブ（報奨）旅行でシンガポールを訪れた旅行者に、シンガポールの文化を食やエンターテインメントといった切り口から体験してもらうというもの。

・ (SMAP, Singapore MICE Advantage Programme)

チャンギ空港、シンガポール航空と展示会議局が共同で実施するもので、BEiS の支給対象として認められたイベント主催者や海外からの MICE 客は航空賃や空港での優遇制度が適用されるというもの。

3 開催地としての評価⁵¹

世界に国際会議の評価団体はいくつかあり、それぞれ評価基準が異なるが、世界的に評価に定評のあるベルギーの国際団体連合 (UIA, Union of International Associations) の 2013 年の発表によると、シンガポールは、国際会議開催場所として、複数の開催都市を持つアメリカ、日本を抑え、国別及び都市別の国際会議開催件数が世界第 1 位。都市別としては 7 年間連続、国別としては 3 年間連続で首位を維持している。

また、同じく世界的に定評のある、オランダのアムステルダムに本部をおく国際会議協会 (ICCA: The International Congress & Convention Association) の 2013 年の発表による都市別国際会議開催件数では、シンガポールは、アジア・大洋州では 12 年連続 1 位、世界ではパリ、マドリード、ウィーン、バルセロナ、ベルリンに次ぐ世界第 6 位と高く評価されている。

【表 国別及び都市別国際会議開催件数ランキング(UIA)】

順位	国名	件数	都市名	件数
1	シンガポール	994	シンガポール	994
2	アメリカ	799	ブリュッセル	436
3	韓国	635	ウィーン	318
4	日本	588	ソウル	242
5	ベルギー	505	東京(23区)	228

⁵¹ 日本政府観光局(JNTO)による、2014年5月30日「2013年の国際会議開催統計(ICCA)の発表」及び「2013年国際会議統計」より作成

4 主な施設

シンガポールの主な MICE 施設には、マリーナベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサ以外に、シンガポール・エキスポ(Singapore Expo)とサンテック(Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre)が挙げられる。

(1)シンガポール・エキスポ⁵²

シンガポール・エキスポはシンガポールの玄関口であるチャンギ空港から地下鉄で 1 駅のエキスポ駅に隣接する利便性の高い場所に立地している。1999 年に開業、隣接する国際会議場 Max Atria とともに、政府系企業テマセク・ホールディングスの 100% 子会社である SingEx 社が運営している。

シンガポール最大の MICE 施設であり、屋内外合わせて 123,000 平方メートルの面積を誇る。一室 10,000 平方メートルで連結可能な 10 の展示場、17 の食事施設、2,500 台収容の駐車場を備える。2013 年には 800 のイベントが行われ、800 万人の来場者を集めた。展示会、コンサート、試験会場等、いかなる目的にも使用可能な体制を整え、リピート率は 70%と高い。

2012 年には国際会議場 Max Atria が開業。2フロアに計 32 の会議室を有し、総床面積 3,000 平方メートルの会議室とあわせて 9,000 平方メートルのファンクショナルスペースを備え、1,500 人が収容可能な部屋も有している。

(2)サンテック⁵³

サンテックは市街地の中心に位置し、チャンギ空港からは車で 20 分程度、周辺には建ち並ぶホテルは部屋数を合計すると計 5,200 室にも及ぶ。地下鉄駅に隣接、レストランやショップ、博物館や劇場が集中しているエリアにある。シンガポールで不動産投資信託などを運営する ARA アセット・マネジメントの子会社であるサンテックシンガポールが運営主体となっている。

1995 年に開業し、2012 年 6 月からは 1 年間をかけ大規模改修を行い、独立採算を維持するため、商業用施設の刷新を行った。3 階の会議場、4 階と 5 階の展示場はそれぞれ最大 12,000 平方メートルを有し、可動式の壁で分割して使用ができる。1 階と 2 階には 30 以上のショップ、100 以上のレストランが入居するショッピングモールがある。展示会と国際会議の効率的な運営のため、ビル管理システムを導入しており、部屋の分割や照明等を調節したり、Wi-Fi 機能を備えるなど、設備面も充実している。

⁵² 本協会メールマガジン「シンガポール最大の MICE 施設 Singapore Expo の視察」より作成

⁵³ 本協会メールマガジン「シンガポールの MICE 施設サンテックの視察」より作成

リゾート・ワールド・セントーサを経営するゲンティン・シンガポールの親会社であるゲンティン・グループ発祥の地であるマレーシア・ゲンティン・ハイランドを訪問する機会があったので聞き取った内容を以下に報告する。

1 概要

ゲンティン・ハイランドは、クアラルンプールから北東へ車で約1時間の山の高原の上に位置する、マレーシアで唯一の政府公認カジノを中心にホテルやアトラクション等から構成されるIRである。シンガポール・マレーシア両国民にとって、バスや自家用車で気軽に遊びに行け、学校の遠足でも訪れる、なじみ深いレクリエーション施設となっている。

ゲンティン・グループの創始者である林梧桐は、1937年、19歳の時に中国からマレーシアに来て事業を起し、1971年にゲンティン・ハイランドをオープン、政府との密接な関係によりカジノの独占ライセンスを取得した。

ゲンティン・ハイランドは、ゲンティン・シンガポールのグループ会社であるゲンティンマレーシアが運営し、マレーシア唯一の政府公認カジノ「カジノ・ゲンティン」のほか、ゴルフコース、屋内型テーマパーク、6つのホテルなどから構成されている。各ホテルは10,000人が収容可能な大型ホテルが多く、稼働率は95%で、今後さらに新設する予定である。この・でも、収益のほとんどはカジノからなっている。年間250万人が来場し、海外からはシンガポール、中国、インドネシアからの客が多い。



【創業者・林梧桐】



【ゲンティン・ハイランド模型】

2 カジノ

カジノは入場が自由で、シンガポールのように身分証明書の提示を始めとする規制はなされていない。しかし、イスラム教徒⁵⁵は宗教により賭博行為を禁止されているため入場することはできず（イスラム教徒と見られる者は係員により入場を止められる）、カジノに従事することもできない。ゲンティンマレーシアによると、マレーシア

⁵⁴ 本協会メールマガジン「マレーシア唯一の巨大カジノリゾート」及びゲンティンマレーシアからの聞き取り内容より作成

⁵⁵ マレーシアではイスラム教徒は6割と高い比率を占めている。

ではギャンブル依存症患者の数は多くなく、深刻なケースはないと考えているとのことで、規制や対策は政府によっても、特にされていないとのことであった。



【会員制高級カジノ「ゲンティンクラブ」入口】



【屋内の遊園地】

3 管轄

マレーシアではカジノは財務省が管轄している。しかし、シンガポールのように厳しい規制は取られておらず、ゲンティン・ハイランドが唯一政府によりカジノ運営を認められているということのみ決められている。マレーシアでゲンティン・ハイランドがカジノの独占権を得ているのは政府との密接な関係により認められている。

ゲンティン・グループ内では、ゲンティンマレーシアがイギリスとアメリカ合衆国のマーケットを管轄しており、ゲンティン・シンガポールはアジアのマーケット（日本含む）を管轄している。

4 進む再開発

ゲンティン・ハイランドは開業から40年が過ぎ老朽化も進み、現在、50億リンギットをかけて大規模な再開発を進めている。20世紀FOX社により世界初の「FOXテーマパーク」の建設が進められており、2016年の完成を目標としている。また、10億リンギットをかけて10,000席のコンサートホールも建設している。その他複数の施設をリニューアルしており、マレーシア国内2号⁵⁶となるプレミアムアウトレットの建設も予定されている。この大規模な再開発によりマレーシアにおいても新たなコンセプトで生まれ変わったIRの誕生・海外からの観光客も含めた集客が期待される。

⁵⁶ 1号目はジョホールバルにある。



【FOX テーマパーク建設予定地】



【FOX テーマパーク完成予定図】 57

参考文献及びウェブサイト

- ・笠崎七生「都市国家を変貌させるリゾート・ワールド・センターサ」
- ・豊留まき子「カジノコントロール法案」
- ・木島洋嗣「シンガポールのカジノ一体型総合リゾート(Integrated Resort ;IR)」 統括・ハブ機能研究所
- ・木曾崇「シンガポールに学ぶ：カジノ入札選定のあり方」 エンタテインメントビジネス総合研究所
- ・岡村篤「シンガポールにおける IR 導入の効果と影響」 野村総合研究所
- ・木下智夫「カジノ開設の経済効果」 野村総合研究所シンガポール
- ・福地亜希「シンガポールにおける観光政策について」 三菱東京 UFJ 銀行
- ・プライスウォーターハウスクーパース株式会社
「Playing to win 2014 年までの世界のカジノ・オンラインカジノ市場の展望」・国土交通省「シンガポールの観光・経済社会について」
- ・北海道「カジノを含む統合型観光リゾート(IR)による経済・社会影響調査」
- ・自治体国際化協会シンガポール事務所「シンガポールの政策（観光政策編）」
- ・シンガポール政府 <http://www.gov.sg>
- ・シンガポール内閣府 <http://www.mha.gov.sg>
- ・シンガポール通商産業省 <http://www.mti.gov.sg>
- ・シンガポール観光局 <http://www.stb.gov.sg>
及び <http://www.yoursingapore.com>
- ・シンガポール社会家族開発省 <http://www.msf.gov.sg>
- ・シンガポールカジノ規制庁 <http://www.cra.gov.sg>
- ・シンガポール国家賭博問題対策協議会 <http://www.ncpg.org.sg>
- ・シンガポール警察庁 <http://www.police.gov.sg>
- ・シンガポルトータリゼータ庁 <http://www.toteboard.gov.sg>
- ・シンガポール法規集 <http://statutes.agc.gov.sg>
- ・シンガポール国家依存症管理サービス機構 <http://www.nams.sg>
- ・シンガポール労働党 <http://www.wp.org.sg>
- ・ラスベガス・サンズ社 <http://www.sands.com>
- ・マリーナベイ・サンズ <http://www.marinabaysands.com>
- ・ゲンティン・シンガポール社 <http://www.gentingsingapore.com>
- ・リゾート・ワールド・センターサ <http://www.rwsentosa.com>
- ・国際カジノ研究所 http://blog.livedoor.jp/takashikiso_casino/
- ・「カジノ解禁したシンガポール：経済効果と負の影響」
<http://uniunichan.hatenablog.com>
- ・ゲーミング学会 <http://www.jirg.org>

【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所
所長補佐 松田美和

【監修】

所長 足達雅英
次長 岩井昌也

【情報収集】

調査員 GUEH Yuyuan
SIAU Minyang